

厚岸町議会 第2回定例会

平成24年6月19日

午前10時00分開議

- 議長（音喜多議員） ただいまから、平成24年厚岸町議会第2回定例会を続会いたします。

- 議長（音喜多議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、12番、室崎議員、1番、佐藤議員を指名いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。
初めに、7番、金橋議員の一般質問を行います。
7番、金橋議員。

- 金橋議員 第2回定例会の一般質問に当たり、通告してあります質問事項についてお伺いいたします。
一つ目は、厚岸町のフットパスの取り組みについてであります。
(1)北海道内では各市町村でフットパスが広がりを見せており、厚岸町はこのことについてどのような考え方をしているのか。
(2)厚岸町の歴史的遺産、風光明媚な景観に目を向け、このことをフットパスに生かす考えはないか。
(3)厚岸町は、今後、フットパスを推進する個人や団体に助力する考えはないか。
二つ目であります。東京都内に出店予定のご当地居酒屋厚岸町についてであります。
(1)新聞報道にあった、東京都内に出店予定のご当地居酒屋厚岸町の内容について説明願いたい。
ア、ご当地居酒屋の先駆けは何年ころからで、どこの市町村なのか。
イ、厚岸町の名産、特産品を紹介できるアンテナショップの役割が期待されるが、具体的な方法を説明願いたい。
ウ、今後、厚岸町は、この事例を参考に、このことを積極的に取り進める考えはあるか。
以上、お伺いいたします。

- 議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

7番、金橋議員のご質問にお答えいたします。

1点目の厚岸町のフットパスの取り組みについて。

初めに、北海道内では各市町村でフットパスが広がりを見せており、厚岸町はこのことについてどのような考えをしているのかについてであります。フットパスは、イギリスが発祥地とされ、森林や田園地帯、古い町並みなど、地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと「フット」ができる小径「パス」からフットパスと呼ばれております。

ご質問者が言われるように、近年、日本においても各地域で、自治体や民間団体において、地域の特徴を生かした魅力的なフットパスコースが整備され、道内でも多くのコースが設定されております。

近年の旅行形態は、団体旅行から個人や小グループによる旅行へと変化してきており、観光客のニーズも、景勝地などをめぐる見る観光から、人や自然との触れ合いを重視したアウトドアや自然散策などといったエコツーリズムなどへと広がりを見せております。

道東地域でも、根室市や中標津などでフットパスのコースが設定され、利用の普及が図られてきておりますが、残念ながら厚岸町にはフットパスのコースはありません。

国民の健康志向が高まりを見せる現在、フットパスは健康増進ツールの一つでもあり、また、本町の持つ資源を有効に生かす取り組みとして期待も大きく、フットパスの展開については重要な課題と考えております。

次に、厚岸町の歴史的遺産、風光明媚な景観に目を向け、このことをフットパスに生かす考えはないかについてであります。厚岸町は、道内では古くから開けた地域であり、国泰寺や太田屯田兵屋などの歴史的遺産を初め、愛冠岬や厚岸湖、別寒辺牛湿原、原生花園あやめヶ原などといった多種多様なすぐれた自然景観を有しており、これら歴史的財産や景観は、フットパスのルートを設定する際の有効な資源であると考えております。

次に、厚岸町は、今後、フットパスを推進する個人や団体に助力する考えはないかについてであります。フットパス・ネットワーク北海道に聞いたところ、フットパスの運営は、自治体や観光協会、商工会、市民団体、まちおこしグループ、さらには行政と団体との協働などさまざまであります。

今後、厚岸町でのフットパスの展開を検討する中で、運営主体や方法などについての検討を行います。ご質問にあります民間レベルでフットパスを推進しようとする個人や団体に対する支援については、可能な範囲での協力をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の東京都内に出店予定のご当地居酒屋厚岸町について。

初めに、新聞報道にあった東京都内に出店予定のご当地居酒屋厚岸町の内容について説明願いたいについてであります。出店を予定している会社は、既にご当地居酒屋北海道八雲町という居酒屋を東京都内で3店舗経営する、東京の株式会社ファンファンクションという会社であり、首都圏で人気のあるご当地居酒屋のブームの火つけ役となっております。

本年1月、そのファンファンクションの社長が来町し、北海道厚岸町のアンテナショッ

居酒屋として、既に知名度の高いカキを中心に、他の豊富な産物も使った料理はもちろんのこと、物産の紹介・販売や厚岸町の観光地、イベント情報の発信など観光PR活動も行い、北海道厚岸町ブランドの確立を目指すことをコンセプトに、ご当地居酒屋を開店したいとのお話を内々に受けていたところであり、厚岸漁業協同組合とも連携しながら検討を進めてきましたが、今月7日、再度社長らが来町し、店舗の具体的説明などを受けたところであります。

正式な店舗名については検討中ですが、店舗は全国各地のアンテナショップが集中する東京の日本橋にあるビルの地下1階で、面積は28.65坪に60席を想定し、7月末のオープンを目指し、現在準備を進めているところであります。

次に、ご当地居酒屋の先駆けは、何年ごろからどこの市町村かについてであります。ご当地居酒屋の画一的な定義がないため、お答えすることができないことをご理解願います。

次に、厚岸町の名産、特産品を紹介できるアンテナショップの役割が期待されるが、具体的な方法を説明願いたいについてであります。運営するファンファンクションとの協議の中では、全国的なブランドとなっているカキを中心に、豊富な海産物や乳製品など、すばらしい厚岸町の食材をメニューとして提供するほか、カキしょうゆやオイスターソースなどの利用、加工品の販売など厚岸産にこだわり、厚岸町ブランドの普及宣伝に取り組んでいただけると聞いております。

また、厚岸町の知名度を高めるため、観光パンフレットを備え置いたり、宿泊施設の案内やイベント情報の発信など、店のスタッフが宣伝マンとなりながら、観光客誘致に向けた仕掛けも行うとしております。

さらに、あつけし牡蠣まつりのPRも兼ね、お祭りの開催前に店舗であつけし牡蠣まつりを展開するなどのさまざまな構想も練っているとお聞きしており、厚岸町とのつながりを重視しながら店の価値観を高めていく運営を進めるとのことです。

次に、今後、厚岸町は、この事例を参考に、このことを積極的に取り進める考えはあるのかについてであります。地方自治体が独自に首都圏でアンテナショップを抱えるためには多額の経費を要しますが、日本の中心地という好立地に、特別な負担を伴わずこのようなお話をいただいたのも、厚岸町の持つすばらしい資源が認められたものであり、大変ありがたいと思っておりますし、可能な限りの側面的支援をしてまいりたいと考えております。

なお、今後、このような新たなお話があった場合には、その案件ごと慎重に検討しながら、厚岸町の振興に結びつけてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 今の第1点目の、そちらのほうのフットパスについて、最初ちょっとお尋ねします。

近隣の市町村では、根室市のフットパスがあるというのはご存じのとおりだと思いますけれども、厚床と、それから初田牛、別当賀の三つがあります。厚床のフットパスは10.5

キロで、これは、私はフットパスについては自分で歩いてみました。

それで、これはどうやってつくられたのかなということで、ちょっといろいろ調べました。そうすると、酪農家集団AB-MOB I Tと大学生のボランティアがつくったものだそうです。牧草地の傍らを歩くということで、実際歩いてみました。厚岸町の地形からすると全く単調で、私の個人的な考えですけれども、明らかに厚岸町のほうが面白みがある地形だと思いました。ですから、これは厚岸町でもできるというふうに確信いたしました。

やはり何千人かということで、フットパスに訪れている人が都会あたりから来るということで、それであれば、こつこつと厚岸町もそういうことを積み重ねていったほうが地道な集客になるんじゃないのかなというふうに考えております。

それで、その中で、札幌市の友人から、厚岸町でフットパスをつくらないのかということで問い合わせがあって、よく知っている人なんですけれども。それと、根室市のフットパスをつくった、このAB-MOB I Tをつくった関係者の1人と話しまして、いろいろ話したところで、それはできますよと。知識だとかそういうものを提供しますということは言われております。

それを考えると、やっぱり行政が主体になってやるにはちょっと違うのかなというふうにも思いますので、例えば、先ほど質問しましたけれども、個人だとか団体、団体というところ、なかなかちょっと、難しい部分もあるので、個人が主体になって、だんだんそれが地道に、こつこつとやっていって、一つの広がりになって、応援する人ができてきたらできることだと思っております。ですから、個人とか団体とか、町内にそういう動きだとか、あるいは、町の歴史的な部分でよく、私も厚岸町の中で学芸員が厚岸町内を連れて歩くとか、そういうことがあるんですが、そういうようなことと、それからフットパスを結びつけることはできないかどうかかなと思っているんですが、それは、はっきりでいいです。可能か、可能でないかです。それか、もう一つは現状のままで推移すると、三つしか答えはないと思うんです。だから、それと結びつけることが可能かどうか、それだけちょっと、お答え願いたいなと。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをさせていただきます。

フットパスの道内での動きという部分を私どもも十分承知していなかったために、町長の答弁の中にもありましたけれども、フットパス・ネットワーク北海道、これが本年4月から正式に発足をした団体でございます。これは全道のそういったフットパスの展開を進めていこうということで発足された団体でございますけれども、そちらのほうに聞きますと、やはり、今、質問議員言われたように、運営主体のほうもさまざまなようでございます。

それで、それぞれの運営主体において一長一短、いいところもあれば悪いところもあるという状況でございますけれども、例えば、お聞きしたところによると、自治体、あるいは商工会といったところが運営しているコースについては、やはり設置はするだけけれども、あとの管理状況がいま一つというところが多いようです。これは、フットパ

ス・ネットワーク協議会の私的な考えでございますけれども。それと、一方では、市民団体、まちおこしグループで運営しているところについては、適度な運営が行われているようだ。それと、行政と団体が協働で行っているところには、行政はルート設定のところに入り込んでいって、実際の運営については民間団体が行っている。うまく動いている状況が多いようですという話もされております。

そういったことから考えますと、厚岸町でフットパスを進めるに当たって、あるいは、以前からのご質問にありますけれども、厚岸町の観光を進めていく上で、エコツーリズムという視点を持っていこうということで今は考えながら、一方ではガイドの養成等にも着手し始めているところでございます。

そういった考え方からいきますと、このフットパスを厚岸町内のほうで設定をしていくということは大変有効な手だてだなというふうには思っております。それで、実際にフットパスの運営に当たって、どういったコースを使って、どういった運営主体の中でしていくかという部分は今後詰めていかないといけないわけでございますけれども、その中では、今質問議員が言われたような民間の方々の協力をいただいて、ぜひ行ってきたいなというふうには思っております。そういった中で、学芸員の方々とか、そういった部分の協力も得ながら、厚岸町全体の中でそういった支援をしていけば、よりよいコース設定ができるのではないのかなというふうには考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 ありがとうございます。

自分なりにいろいろと、インターネット、そのほかで得た知識と大体、そういうようなことは一致しているんですが、事例としてちょっと挙げてみたいと思います。

平成24年6月3日、釧路市で炭坑ウォーキングというものがあまして、炭坑と歴史を見守るフットパス、集合10時、旧太平洋炭坑展示館。それからずっと歩いて、参加費は50円、コーヒーつきということで、歩きやすい服装で参加してください。3キロくらい歩きますと。ですから、フットパスといっても長い距離を歩くということじゃなくて、3キロ、5キロ程度のものを歩いて、それで散歩程度に皆さん歩きませんかということもあります、事例として。

それともう一つ、実は私は平成21年10月18日に、太田地区のフットパス、屯田兵の道コースということで実験散策を行いました。その関係者の1人であります。それで、そのときの参加者は14人、釧路市から8人、厚岸町6人で行いました。8キロ弱のコースで、皆さんご存じのように、太田は、屯田兵の方が入られて、歴史的にも貴重なものがたくさんある地区であります。歩いた後に、昼食でカキも出しました。そのときは確か1,000円いただいて、そんなにお金をかけないでやるようなことをいたしました。

確かに、これは小さな事業で、たったの14人です。ただ、厚岸町内の保険屋さんありますよね、歩く部分の保険屋さん、それと食品、それから行政にもちょっとだけあれですけれども、太田屯田開拓記念館料の収入がありました。14人分です。たったの14人かもしれないですが、これが地道に活動を続けて、例えば太田地区の方、それと、もう一つは太田農協の方、ちょっと力添えをいただいて、小道をちょっと、根室もそうでした

けれども、牧草地の脇のほうをちょっと通らせてもらうとか、笹原の、そういうちょっと小川があるところをちょっと通らせてもらう道だとか、それをちょっと、草を刈って開発をすると、かなりお客さんは来ると思います。ですから、そういう具体的なこともあります。

それともう一つ、ほかにも出ていると思うんですが、長い道をずっと行く、これも新聞の記事ですが、平成24年1月24日で、摩周湖へ2泊3日歩く道、中標津空港、開陽台、養老牛温泉、西別岳山小屋、西別岳第1展望台、弟子屈町美留和駅までの全長71キロのロングトレイル、日本語で言いますと長距離遊歩道、北根室ランチウェイを、根室管内中標津町の酪農家らが6年がかりで整備したと。6年がかりですから、まだ私がやって20年からですから、大した時間じゃないです、4年目ぐらいですから。

そして、これに関連するものとしては、こっちのほうのロングトレイルじゃないんですが、2008年、平成20年7月20日、釧路・厚岸の道路開通200年のたすきリレーという部分がありまして、私もちょっとかかわったんですが、釧路開発建設部、釧路土木現業所の後援、釧路地区保護司会の共催で、社会を明るくする運動協賛で、63キロをたすきでつないでいくようなこともやりました。

この道は、1806年、文化3年に開通したとあります。文化3年というのは、1808年、文化5年の日本最初の実測による日本地図、伊能図で知られる伊能忠敬が測量のために東北海道に足を踏み入れた後の道であります。

ですから、言っているのは、要するに小さなフットパスをつないで、釧路の人が釧路町、それから厚岸町に歩く、これは確かにマニアックです。マニアの間でどうするかという人が多いかもしれないですが、そういう人たちが多く釧路から厚岸、厚岸から根室とつながっていくということは、今後の大きな財産になると思っています。恐らく、60過ぎて、私も来年60ですが、元気な人たちが歩いて、全国からそういう道があると来ると思います。ですから、先の見通しとしてそういうものを、先に、今できるわけじゃないです、確かに中標津で6年もかかっているわけでありますから。ですから、5年、10年かけてやる一つのヒントとして、行政でも応援していただきたいと思います。多分、それができるのは5年か10年かぐらい、こつこつとやっただけです。

私の知っている先輩で、一つの物事をやるのには、池の中に石を一つ一つ入れて、積み上がって、初めてそれから物事が出てきて、それから始まっていくんだと教えてくれた方がいますが、これは、一つ一つ、こつこつとやっただけいかなきゃつながりがついていけないと思います。その意味で、そういうことを考えながら、行政としても長く、書類としてでもいいですし、いろんな部分で残して行って、つないでいていただきたいと思うんですが、そのところはどうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） フットパスのちゃんとした定義というのではないわけで、イギリスが発祥で、そういうような小道ということで、日本の中でいろいろ取り組んでいる中では、今言われたような散歩のコース、あるいはウォーキングコースであるとかということで、いろいろ展開をしているところもあります。今言われたような、

すごく長距離にわたってのコース、それぞれのコースのほうで、その地域の方がこれはフットパスだという呼び方をしているところもあります。

そういったさまざまな展開があるわけですが、総じていくと、フットパスのコースを設定したときに、ルートの詳細図といいたしめようか、地図みたいなものをお客さんのほうに渡すと。その中には、こういったコースを歩くためには全長で何キロだよ、それを要する時間は何時間程度ですよと、その歩くコースの中には、ここに行くところという見どころがあって、昼食をとるとすればこういうお食事場所がありますよ、あるいはトイレがあります、コンビニがありますというような、そういった情報も含めてフットパスのルートを設定して皆さんにご案内をするということでございます。

そういった利用をしていくと、町内でのそういった消費の部分も生まれるという部分では大きな効果もあるかと思っておりますので、そういったものを含めて、ぜひ厚岸町でも導入できるように、民間の方々の協力もいただきながらという部分でありましようけれども、そういう検討を進めていきたいというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 それについては今後の課題なので、私ももうちょっとしっかり調べて、自分なりにできる小さなことをやっていきたいと思っております。

一つ目の質問についてはこれで終わります。

それで、二つ目の質問になるんですが、ちょっと最初に、いつごろかという部分で、私が調べた部分では、ご当地居酒屋の先駆けの市町村は、2011年10月のNHKの放送の「産地直送！ご当地居酒屋の舞台裏」という部分の、それからちょっと調べてみて、そちらのほうに行ったので、はっきり言って、これは私も全くわかりません。わからないので聞いたので、どうしてもそれは、ご当地居酒屋という、そういうものが出てきて、はっきりしたものがないけども、たくさん出てきて、そういうものが言葉として出てきたんじゃないのかなと思ったので、これについては、まず、そういうことなので、結構です。

それで、そのほかに、ちょっといろいろと調べてみました。インターネットのフードリンクニュースという部分でいろいろと調べてみたら、その中で、北海道東部別海町の海産物や農産物をメインに、北海道食材を使用した料理を提供。店内には別海町の観光ポスターや特産品の紹介を掲示ということで、このケースは、先ほどお話しされた別海町なんですが、株式会社サッポロライオンが2009年、北海道庁と、道産食品、食材を通じて首都圏でPRなどを目的とした連携と協力に関する覚書を締結。取り組みの一環として、特定の町に特化してPRする業態、海鮮居酒屋おおい北海道別海町酒場をオープン、1号店は2011年5月に神田にオープン、8月には大手町に2店舗同時にオープンしており、今回は2011年2月に4号店というものが出ていました。

それと、みんなの経済新聞ネットワークという部分で、これもインターネットですけども、北海道八雲町から毎朝直送される魚介類や農産物を使用した料理を提供するご当地居酒屋北海道八雲町日本橋別館、経営は、先ほど言われましたファンファンクションということで、八雲町役場の協力を得て、アンテナショップとしてオープンした。日本

橋三越店、浜松町店に続く3店舗目となるというような記事も出ていました。

そのほかに、北海道の製品の東京都内アンテナショップとオンラインショップの紹介ということで、自分なりにずっと店数を数えていったら、北海道のそういう部分というのは123店です。ちょっと、ざっと調べただけなんで、123店舗、いろいろありました。「つば八」なんかというのもありました。アンテナショップとしては、大体北海道が関係しているのは、私が調べたインターネットの中では123店、まだ多いのもしれないですけども、ちょっとそれは調べ切れませんでした。

それで、地名が入った店、小樽横町、おおい北海道別海町酒場、北海道八雲町、根室食堂、羽幌居酒屋、小樽食堂、函館市場などがありました。ですから、やはり、厚岸なら厚岸の名前を出すことというのは、かなりPRとしては大きいものだと思います。ですから、東京の知り合いなんかでも、厚岸町といったらカキ、ブランドです。近隣の町村にはないです。浜中町はカキと言っても、それはちょっとあれでしょう。釧路町がカキと言ってもちょっとという感じだけど、厚岸町はカキなんです。その部分で、厚岸町、町というふうなものがつくると、いろいろ支障があるでしょうから、その辺の部分の整理というのは大変なことだと思うんですが、ただ、ブランドで売っている以上、厚岸町、それが、町があるかないかという部分は問題になりますけども、厚岸だけは絶対入れなきゃだめだと思います。それと、ここに、今言いましたけど、おおい北海道ですね。北海道厚岸だと思います。ですから、その辺の部分をどうお考えかなと思っておりますので、ちょっとお答えできれば、お願いいたします。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えをいたします。

この件につきましては、先般開かれました議員協議会の中でも説明をさせていただいたときに、いろいろご意見をいただいたところでございます。やはり、商売として行うという益の部分を考えますと、できるだけインパクトを与えたいと。それと、類似するご当地居酒屋の中でもサービス化を図りたいという考え方は当然、営業するほうにおいてはあるわけでございます。

ただ、いろいろ厚岸町としても調べたところによると、初歩的な問題で、お聞きしますと、名板貸しという部分の問題も、直接的には、これは商法の部分で言われる部分ですから、厚岸町にそのまま適用されるということではありませんけれども、誤解を招かねない。あるいは、今までにそういった凡例がないわけですから、そういった心配もあるということでは、厚岸町のほうからは、ぜひ厚岸町の「町」は取り除いてくれるような形で名称のほうの検討をしていただきたいということを申し入れさせていただいております。

それで、今、町長の1回目の答弁の中でも、店舗名につきましては現在検討中でありますということで、いかに、それじゃ厚岸の「町」を除いた中で、そのお店のイメージをできるだけ出す方法はどんなものかということは今、名称につきましては検討しているという状況でございます。

それと、ご質問の中でありましたおおい北海道別海町酒場、ここは、ご質問者言わ

れたとおり、北海道とサッポロビールが連携協力をしていると、協定を結んでやっていると。サッポロビールのほうから、その一環として別海町のほうにお話があって進めているということでございますが、このたびのファンファンクションからのお話につきましても、同じような形で、サッポロビールに間に入っていた中でのご紹介ということでございます。できるだけ厚岸町のイメージをつくるという意味で、そのお店のデザインも厚岸町をイメージできるようなということで、いろいろ検討しているということだそうでございます。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員。

●金橋議員 最後になります。

一つ目のフットパスも二つ目の今の厚岸町のこういう酒場についても、要するにアンテナショップで受けたお客さんを、厚岸町に来てどうやって楽しんでもらって、そして厚岸町の地場産品、それをどれだけ楽しんでいただいて、そして、願わくばここに宿泊できるだけになれば、この町は全く変わっていくと思います。

私が言いたいのは、厚岸町にはもともとある歴史的なもの、食についても、そのほかいろいろと個性があって、強いものがあるということです。ですから、それをどうやって、何回も言うようですが、きちっと適正な価格で売っていくかということです。それが必要になってきていますが、本当に個々の業種でただやるんじゃなくて、連携をとって、それこそつないでいったら、まだまだ厚岸町全体の底上げができると思って質問いたしました。

以上で終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今回の東京における出店の関係であります。まず、私は大変喜んでおります。先ほど第1回目の答弁でいたしましたけれども、やはり厚岸の海産物を使って、そういう店を開店していただくということについては、私といたしましても側面的に協力をさせていただきたいと、そのように考えているわけであります。

やはり、何といたしましても東京という大きなまち、絶えず変化して、新しい価値観を生み出す都市であります。しかも社会の流れをリードする、魅力ある大都市です。そういう中で、東京からの厚岸町における情報発信、すなわち、お話にありましておりアンテナショップをしていただくというのは、行政ではなかなか、しようと考えますと、できないわけであります。それを民間がやってくれと。大変歓迎をいたしているところでございます。私といたしましても、7月末に開店するというお話を承っているわけありますので、期待をいたしているところでもございます。

ただ、魚介類の製品については、町は側面的に協力しますが、漁業協同組合の直売店との取引に相なります。そういうことをご理解いただきたいと思います。思っているわけありません。

また、名称につきましても、実は、お話にありましたとおり、どこも「町」を使っているのです。八雲町も、別海町も、近く開店する長万部町。ただ、議員協議会において、いろいろなご意見があったということも私は報告を受けました。そういう中でいろいろと検討をいたしているわけでございまして、どうか名称につきましても、今、相手の業者と相談中でありますので、正式に決まりましたならば、また報告させていただきたいと思っておりますが、ここでは厚岸という名前は外しません。ただ、「町」をつけるかつかないかの課題は残っておりますが、この点についてはご理解を賜りたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 7番、金橋議員の再質問はありませんか。

●金橋議員 ありません。

●議長（音喜多議員） 以上で、金橋議員の一般質問を終わります。

次に、2番、大野議員の一般質問を行います。

2番、大野議員。

●大野議員 本定例会におきまして、さきに通告してあります通告書に従い、次の2点についてご質問をしたいと思います。

まず1点目、エゾシカ対策についてであります。

毎年増え続けているエゾシカについて、対策のなお一層の強化が必要と思われるがいかかか。

2点目として、生活保護費についてであります。

生活保護費は、厚岸町の負担はありませんが、当町における受給世帯数、人数はどうなっているのか。また、今後どのように推移していくと思われるか。

二つ目に、自立してもらうための就労支援対策はどのように行っているのか。

以上のことを質問したいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番、大野議員のご質問にお答えいたします。

1点目のエゾシカ対策について、毎年増え続けているエゾシカについて、対策のなお一層の強化が必要と思われるがいかかかについてであります。エゾシカは、かつて明治期に絶滅する寸前まで頭数が減りましたが、その後、禁猟や天敵のエゾオオカミがいなくなったほか、近年では農地開発で餌場となる牧草地が増えるなど、その数は爆発的に増加し続けており、平成23年度の北海道の調査によると、その生息数は65万頭と推定され、深刻な問題となっております。

町では、被害を減少させることを目的に、効果的な駆除の実施に当たり、平成9年に厚岸町野生鳥獣被害対策協議会を設立し、対策を講じております。

その対策としては、毎年4月から一般狩猟が始まる10月下旬までの期間と、平成22年

度から北海道の交付金を活用しての1月から2月までの期間、町が申請者となり、北海道から鳥獣保護区を含めた区域での有害鳥獣の許可を受けた上、主に山間部や農村部において、エゾシカ駆除を行っております。その実績は、平成23年度で880頭であります。

また、この協議会による駆除とは別の、一般狩猟による捕獲が毎年10月から翌年3月下旬までの期間で行われております。その実績は、最新の統計資料によると、平成21年度分で2,441頭であります。

このほか、平成20年度から急激に湖南省街地でのエゾシカの出没が増えたことで、その対策を求める自治会が相次いだことから、被害対策と頭数調整を目的に、北海道から特別に許可をいただき、毎年3月から4月と11月から12月に、湖南地区において駆除を行っております。

湖南地区のエゾシカ駆除については、安全対策上、駆除期間が短い上に、エリアや要請するハンターも限定されるなど厳しい条件のもと、ハンターの方々の協力により継続して行われてきており、平成24年4月までの4年間で649頭の駆除が行われております。

エゾシカは、個体群の増加率が高いのが特徴の一つであり、何も対策を講じなければ、毎年20%ずつ増え続けると言われております。

このような状況の中で、北海道では、平成23年度現在65万頭いると推定されている頭数を、平成24年度から平成28年度までの5年間で25万頭減らし、40万頭にする目標を達成しようとしております。

また、目標達成のため、北海道では狩猟期間の延長や期間限定でのオスジカ捕獲制限の解除、冬期間林道を除雪した上、禁猟としていた道有林を開放するなど、独自の対策を展開しております。

町における今後の対策については、厚岸町野生鳥獣被害対策協議会を中心に、北海道や猟友会等関係機関との協議も踏まえながら、駆除頭数を増やしていきたいと考えております。

また、加えて、今年度からは、協議会独自の事業として、狩猟免許取扱者人材育成助成やくくりわなの無償貸し出しを行い、人材育成にも努めながら、さらには北海道など関係機関と連携を図りながら、エゾシカ対策を行うこととしております。

2点目の生活保護費について。

初めに、生活保護費は、厚岸の負担はないが、当町における受給世帯数、人数はどうなっているか、また、今後どのように推移していくと思われるかについてであります。

公表されております数値では、平成18年度での被保護世帯は147世帯、230人であったのが、平成22年度には194世帯、315人となっており、増加している状況にあります。

また、今後の推移については、平成20年度の158世帯から平成21年度には186世帯となっている主な要因を、高齢者世帯と高齢者の長期入院、施設入所の増加によるものと分析しており、今後も高齢化率の上昇に伴い、保護率は上昇するものと考えております。

次に、自立してもらうための就労支援対策はどのように行っているかについてですが、当町は、生活保護法に規定される保護の実施機関とはされていないことから、特に被保護者に対する就労支援対策として行っているものはありませんが、釧路母子家庭等就業・自立支援センターの協力を得て、昨年3月に、情報館においてパソコンの技術習得講習会を開催した経緯がございます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 まず、1点目のエゾシカの対策について、もう一度お伺いしたいんですけれども。この答弁書の文章で4行目、ちょっとつくったこと、その後、禁猟や天敵のエゾオオカミがいなくなったから減ったという意味なんでしょうけど、禁猟というあれで合っていますか。禁猟だと、とっちゃだめだというんだから、減る方向にはならないと思うんですけど、これでいいんでしょうか、ちょっとわからないんですけど。後でお答えをしていただきたいなと思います。

湖南地区も、以前議会で出ていたと思うんですけども、農用地における牧草被害がやはり年々、頭数の増加に伴い、新しい畑ほど収量がないと。せっかく牛に食べさせるのに草地更新しても、収量がなくて足りなくなったという方が何かかなり続出しているとお聞きしまして、ちょっとエゾシカ対策の強化を図ってくれと、ちょっと町に言ってくれというあれが出まして今回質問させていただいたんですけれども。北海道では65万頭いるものを25万頭に削減していくよという目標の中、白糠町で行っている自衛隊に協力してもらって捕獲頭数を増やすなど展開しているわけなんですけども、一向にやっぱり、減っていないなというのが、皆さんご承知だと思いますけれども、思うんですよね。

交通事故防止対策で国道44号線沿いずっと、深山までフェンスが設置されまして、幾分交通事故のほうには対策になっているのかなと思うんですけども、話が変わりますけど、先日、尾幌のほうでクマとぶつかったという新聞記事も見ましたけれども、フェンスがあるのに何でクマが出てきたのかなと。途中、取りつけ道路とかない部分がありますから、そういうところなのかもしれませんけれども、そういった中で、やっぱり畑からはいなくなっていないなと。

それで、やっぱり、農業被害が、金額にするとちょっと、膨大な被害なんだろうとは想像するんですけども、やっぱり町長にお願いして、道なりに、やっぱり、もっとハンターの育成ですとか、ちょっとハンターの方にも聞いたんですけども、免許は取れると。ただし、銃の保持の関係で厳しくて、なかなか取得する人がいないんだよと。厚岸の猟友会も17名なんですけども、かなりとっているんですけど、やっぱり増えているといった傾向にあるので、やっぱり、もう道や国に対して、ハンターの銃の保持の許可の、銃ですから、余り緩和してもならないとは思うんですけども、そういったほうの要請をしないといけないんじゃないかと言われたんですけど、町としての考えはどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（大崎課長） まず、禁猟の関係でありますけども、ここに記載したのは、一時期、明治期ですけども、エゾシカが、気候とかそういった、明治20年代後半に、非常に厳しい冬だったということで一時絶滅しかかった。それで、その後、昭和期に入って、余りにも減ってきたということで、エゾシカを禁猟にしようということで、その禁

猟があったために、それを機会に、今回、平成の代に入ってこのように増えてきたということでもあります。天敵のエゾオオカミがいなくなったと、それとか、あと、地球温暖化とか、そういったほかの要因もいろいろあるんですけども、現在そのような形でエゾシカが増えているということで、そういう意味をもって答弁書に記載をしたという内容でございます。

それから、農業被害が非常に増えているということで、畑から一向にエゾシカが減っていないということでもありますけども、このエゾシカ対策、農協等、いろいろ私どもも相談をしながらエゾシカ対策をやっております。それから、厚岸町の野生鳥獣対策協議会の会長も農協の参事ということでもありますので、農協とも連携を密にしながら、農協の担当の方とも連携しながら進めているという状況であります。

今月の26日には、そういった管内のエゾシカ対策について、3月に竹田議員の質問にもありましたけども、LEDの関係で弟子屈町にも農協と一緒に視察をすると、そういったことも計画をしております。そのときに、シカの電牧、あるいはシカ柵のそういったモデルといいますか、見本になるようなところも含めて、私ども視察するというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、牧柵、それから電牧等にも、農業関係にもいろんな事業がありますし、使えると思っておりますので、そういったことも含めて、私どもとしては被害の出ないようにということで対応したいというふうに思っておりますけども、何分にも頭数が多いということでもありますので、とりあえず頭数を減らすべく、農協としても同じ考えでおります。とにかく被害を減らすには、まず頭数を減らしていこうということで、町と、それから農協と、基本的に考え方は同じでありますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、ハンターの育成の関係であります。

議員おっしゃるとおり、非常に、維持するとか、免許を取得しても、ハンター経験が10年間ないとライフル銃を所持できないと。あくまでも10年間は散弾銃ということで、届く距離も限られておりますし、そういったことで、いろいろ制約を受けております。

シカに限って、ライフルを使用できる期間をもっと短くしてはどうかというふうな話も町村長を通じて北海道のほうに出しております。それには何せ銃刀法の改正という高いハードルがございますので、一応、もっと短くしてほしいという要望は上げているという内容でございます。

それから、最後にクマのお話も先ほどございましたけども、場所についてはフェンスがなかった場所ということもございますので、ひとつご理解いただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 今、課長から答弁をいただいたんですけども、みんな思っていることは一緒なんですよね。それをどうやって減らすかといったらやっぱり、銃でやっぱりとるしかないのかなと。弟子屈町をこの後視察するとかと言ってましたけれども、植林したところの、この間、町民の森に植樹に行きましたけれども、去年植えたところに電牧が張

らされて、あれくらいの面積なら電牧もいいんですけど、農家の牧草地、まさか全部、何ぼ補助があるからといっても、多分そんな、電牧を張れるような、多分相当な負担額になるだろうし、ちょっと、あるとは言っても活用できないのかなと。本当に95%以上の補助率でもない限りやれないんじゃないかなと、単純にですよ、僕個人的にそう思うだけなんですけれども、なかなか使えないというのが現状ではないかなと、そのように思うんです。

やっぱり、厚岸町も白糠町みたく自衛隊の協力を願って、とってもらおうというような意気込みで町長に要請していってもらいたいと思うんです。山ばかりでなく、本当に松葉町のほうにもエゾシカが出て、町なかでさえ出るんだから山はいても仕方ないだろうと言われればそれまでなのかもしれませんが、やっぱり生活がかかっていますので、何とかしていただきたいなど。

これ以上のことを言っても、町長みずから銃を持って撃つわけじゃないですから、上のほうにやっぱり要請活動を、より一層強化して行ってほしいなど。

また、町の予算に対しても、猟友会に対しても、弾代の一部補填になるか何かわかりませんが、やっぱり補助を増やして、ハンターに負担のかからないような、少しでも軽減するような方向の予算を組んでいただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えさせていただきます。

今日は、大変シカの被害、特に牧草地における被害等も多く受けているわけでごさいます。かつては、市街の被害といいますのは道東地域だけだったわけでありまして、しかしながら今日では、道南方面にもシカが大量発生しているということで、合わせて約65万頭という推定がされているわけでありまして。

ただいま大野議員からお話がありまして、厚岸にとりましても大変な課題となっているわけでごさいます。独自の市街地における駆除対策も行っておりますが、なお一層、その駆除に向けて、強く道に対しましても要請をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 町長のほうから強く要請していきたいという答弁がございました。ぜひお願いしたいと思います。

また、やっぱり、当町における予算の中でも、少しでも、猟友会に対してでもいいですし、ハンターに対する助成等を行って行って、活動しやすい状況をつくってほしいと思います。

次に、2点目の生活保護のほうに移らせていただきたいと思います。

先般、確か14日の道新でしたか、生活保護最多210万人という記事を目にしまして、道内が3月期で17万254人になりましたよということで、全国で210万人と、単純に割ると50

人から60人に1人だなというふうにちょっと頭をよぎって、では、当町では一体どれくらいの人が受給されているのかなとふと思ったもので質問させていただいて、過去5年間の統計資料を出させていただきました。平成22年には194世帯315名の方が受給をされているよと。これは、やむなく、好きこのんでだれも受給されている方はいないと思うんです。仕方なく、生活困窮、または高齢で働けなくなったり病気で働けなくなったりして、やむを得ずという方がほとんどだと思うのです。

ちょっと前に、確か自民党の谷垣総裁か誰かがテレビに出ていて、中にはベンツを乗り回して生活保護費云々かんぬんと言った番組もちょっと見たんですけど、まさか、税金の滞納者ならあり得るかもしれないけど、生活保護でそういうのはないだろうと、基準がいっぱいありまして、多分クリアしていかないと受給できないはずですからと思って、何を言っているのかなというのをちょっと不思議に思った面もあったんですけども、当町においても今後やっぱり、高齢者の方、高齢化社会ですからふえていって、生活保護の方も増えていくんだと。

そういった場合に、ちらっと何かの記事かホームページで見たんですけど、50歳代の単身者の生活保護費を受給している方も増えているんだよと。そして、一旦もらうと長期化する傾向に今はありますという何か文章を見たんですよ。当町においては、多分これは母子家庭ですとか、高齢者ですとかだろうとは思いますが、そういった面で、やはり、50歳ならまだ働けるんだろかなと。そういった面で、労働に対する支援とかはないものかと思ってホームページ等を見たら、生活保護受給者就労支援事業というのがあって、これはハローワークと連携していて、先ほど答弁書にもあったんですけども、当町は生活保護法に規定されている保護の実施機関ではないから、別に何もしておりませんということなんですけれども、多分これはどんどん増えていって、ただでさえケースワーカーが少ないと言われていて、目が行き届いていないにもかかわらず、実施機関でないから何もなくていいというふうには僕はならないと思うんですよ。

それで、やっぱり厚岸町の町民を守ることでありますから、やっぱり町も、受付窓口じゃないですけど、そればかりじゃなくて、やっぱり、最後のほうまで面倒を見ていくべきじゃないのかなと思うんですけども、これに対して町の考え方をお聞きしたいんですけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今、50歳代が増えていくところから、健康でありながら就労に結びついていかない、そういった状況でハローワークへの就労支援だとか、そんなような一連の流れのご質問かなというふうに思います。

まず、当町における50歳代の生活保護受給に至るような方は、私、長く担当してございますけども、平成23年度の相談内容からしますといらっしやいません。というのは、健康でありながら何らかの理由で、例えば会社をやめるようになったとか、そういうようなことで保護に至ったということはいないという、厚岸町の状況をまずご理解いただきたいと思います。

その上で、厚岸町では、194世帯、主に多いのが高齢者でございます。高齢者というの

は、大体65、70、80になって、厚岸町の場合はたくさん高齢でも働いてくれる方がいらっしやいます。ですから、年齢の境目はないんですけども、要は高齢で仕事ができなくなった、収入が途絶えると生活できなくなるという傾向が厚岸町は多い、これは道内的にも多い傾向が出ておりますが、厚岸町も同じでございます。次は、母子世帯と申しますか、今はひとり親世帯と言いますが、特に母子であるほうです。お子さんを抱えながら生活を送っている方々、これもです。それから、障害を持ってしまったことによって就職できなくなった。次は、傷病です。病気になって仕事ができなくなった。母子は除きますけども、このように、ほぼ健康でも就労が相当厳しいという方がほとんどでございます。

そんなような状況で、では、就労支援はどうかということでございますけども、これは私ども、就労支援というのは、いわゆる生活保護法上、保護した実施機関が行う業務とされております。これは、保護受給中における指導・指示ということで、保護の実施機関が行っているものでございますけども、厚岸町が、ですから前面に出て、今やっている事業ではないということをご理解いただきたいと思います。

そういう状況で、就労支援と申しますのは、釧路にありますハローワークに行っ、半月ほど通って、相談・支援を受けて、自分の適正を確認して、求職とマッチするもの、そういったものが最終的に結びつけるものなんですけども、それ以前に、ハローワークに行ってみようかなということ自体も、やはり、こういった就労意欲を喚起させるということ、こういったものがないと、自ら足を運んでハローワークに行かれないと、そういった一連の指導が必要でございます。

そういったことで、まず、就労意欲喚起をとるところで釧路総合振興局に確認しましたら、現在はいらっしゃらないということなのです。加えて、就労支援、いわゆるハローワークに6カ月間定期的に通っている状況、これも現在はないということがわかりました。

生活保護、この数値に出ているものは、今、私が高齢になったことによる保護の理由、それから傷病だとか、母子になったとか、それはいずれも保護開始される時点の状況なんです。そして、一定程度統計的に残さなきゃなりませんから、統計的に、例えば毎年12月1日、そういった時点の状況を現すものでございます。ですから、母子であっても、保護を受けた以降、就労が行われる可能性は十分にあります。

そういったことで、まず、私どもが先ほど数値を言ったものについては、母子だからずっと就労はつかないんだよということではございません。また、高齢者であっても、何らかの状況で働くことができるかもしれません。そういったことは、やっぱり外れていくんだろうなと。

ただ、具体的に、そういった高齢者の方、あるいは傷病だとか、あるいは入院している人に、就労支援はまず必要ないのかな。それは治ってからやるべきものであるということなんです。

その他の部分で、実は言わなかったんですけど、大体20人ぐらいいらっしやるんですけども、これも確認しましたら、長期入院されたとか。それから、施設、特別養護老人ホームだとか、障害者の施設にいたとか、こういうふうな、いわゆる高齢者とか傷病だとか、そういうことではない理由でその他というのがあるんですけども、こういった状況を見ると、それも就労支援というものがやっぱり直接的な関係というものがなかなか持ちに

くいということでもあります。

そういったことで、厚岸町が、じゃ、やらなくていいのかということではなくて、こういった就労支援というのは、その方々の世帯の状況をしっかりと把握しなければ、適切な支援には私は結びつかないものであらうと思います。そういったことから考えると、やはりここは保護の実施機関である北海道のほうで、まず適切な就労支援をいただいておりますので、そういう状況で、厚岸町は現在のところ良好な状態で、就労支援、先ほどないと言っていますけれども、それは一定時期のことでもありますけれども、過去にないということではありません。そういったことで行われてございますので、特に厚岸町として、それ以外に今やろうという部分については、具体的なものはないということでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ちょっと1点、単純なことをお聞きしたいんですけれども、この保護費というのが、国が4分の3で地方自治体が4分の1、北海道に関しては道が残りの4分の1を負担するとなっているんですけれども、その前に、実施機関として都道府県、市が実施するよと、これは大都市になってくると、北海道で言いますと札幌市とか、市が負担するということが出てくるんでしょうか。釧路はどうなんですか、一番近い市で。負担というのはあるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 負担に関しては、生活保護法の中に規定されているものがございます。生活保護法第75条に国の負担ということが、実はここに4分の3というふうに記載されていることでございます。法的には都道府県と市、そういったところの規定がございまして、町村、ですから、釧路市は4分の1負担しているということでございます。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 ちょっと、余り耳にすることがそういうのはないんで、僕も勉強不足でわからないし、なおかつ当町、保護費負担はないですから、予算とかにも全然載ってこないですからわからないんですけれども、厚岸町はそういった、本当にやむなく、高齢者ですとか、ひとり親世帯といいますか、それとか、病気、長期入院されている方しか受給していないんで、就労支援とかはまずないんですよと。それで、もう内容はわかりました。

けれども、やっぱりこれから年々多分、去年は震災の影響もあって、全国的に極端に増えたんだろうと思うんですけれども、やっぱり、今、国では、この生活保護費が3兆5,000億円とか3兆7,000億円ってますよと。税収の約1割ぐらいの負担になるんですよ。それが何年か後には5兆円までいっちゃうとかという何か、一部試算もされているよう

で、そうなってくると、ただでさえ国自体の財政がゆるくないのに、国民の生活を守らなきゃならないですから優先的には支出するんでしょうけれども、やっぱり何らかの制約が起きてきて、今まで受給されている方はいいのかもしれない、申請してもなかなか通らないという世の中になっていくんじゃないかなと。そうしたら、先日もありました、札幌の事例を出すのもおかしいんですけども、孤立死、孤独死になってしまうケースに陥ってしまうんじゃないかなというふうに、そうになったら困るんで、やっぱり働ける人には自立してもらって、少しでもそういう考えを持っていていただきたいな、そんなふうに思うんですよね。

町の役割としては、保護法の機関でないから何もしなくていいというふうに先ほど課長の答弁、じゃなくてやっていますよという言い方をしていたんですけども、なおだんだん厳しくなっていて、法改正でもされて、やっぱり、町村部におかれても何かやりなさいよといったときの、なってくるとも限らない面が出てくると思うんです。そういったところでやっぱり、生活困窮者をやっぱり、絶対守らなきゃいけないですし、そういった場合、やっぱり役場としても、受付窓口じゃなくいろんな方面、個人情報の絡みもございましょうけれども、やっぱりちゃんと面倒を見ていてほしいなと、そんなふうに思うんです。そういった点でもう一度、確認をさせていただきたいなと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

生活保護費の給付につきましては、大野議員もご承知のことと思いますが、憲法第25条の最低限度の生活を保障するというところでございます。それと同時に、その自立を助長するということが大事なんです。ところが、そういう、今ご指摘があったとおりでございまして、この生活保護法の、やはり生かされていないことを考えますと、私といたしましては、もうそろそろ見直すべき時期に来ているんじゃないかなろうかと思っております。

これは厚岸町だけの問題じゃなく、全国的な問題という大きな問題になりますが、今日の生活保護制度ができたのは、昭和25年なんです。それがずっと続いているわけです。ですから、不正受給とか言われている漫才師の方の事件とか、これは扶養の義務ということで民法でうたわれているわけでありまして。しかしながら、今日では、制度ができた当時とは家族のありようも変わっております。さらにはまた、労働政策も含めて、社会保障と財政負担のバランスをとる必要が出てくるのではなかろうかと、私はそのように認識をいたしているわけでありまして。

また、先ほどお話がありましたとおり、全国では210万人、北海道では17万254人、それと、私が第1回目の答弁で厚岸町の状況についてお話しいたしましたが、4年間で厚岸町の場合は47世帯が増えております。人数にいたしまして168人増であります。これは、担当課長から説明がありましたとおり、やはり高齢化率もだんだん高くなってきております。人口が減っているんだけど高齢化率が高まってきているという状況の中で、このような数字になっているのではなかろうかと思っているわけでありまして、本当に生活に困っている方々を救うという当初の目的でありますので、厚岸町といたしまして

も、やはり、自立と、それから生活困窮者に対する対策として推進をしていかなければならない大事な課題であるということを認識いたしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、2番、大野議員の一般質問を終わります。

次に、8番、竹田議員の一般質問を行います。

8番、竹田議員。

●竹田議員 通告書に従い、さきについて質問を行いたいと思ひます。

1、町の防災対策について。

(1)公営住宅入居者の避難について。

ア、エレベーターのない4階建て公営住宅の避難の具体策はどのようになっているのか。

イ、アについての住民の避難訓練はどのようになっているのか。

(2)避難生活を余儀なくされた場合について。

ア、避難所での生活の中で、授乳スペースや更衣室などの具体策はどのようにしようとしているのか。

イ、避難所での生活を少しでも不自由なくするために、要望集約や伝言をスムーズに行えるよう、グループ分けをして班長を決める等、具体策はどのようになっているのか。

(3)災害安全対策について。

アとして、災害建築物等に対して多くの物件があった場合、町の判定士や建築士や復旧技術者等を集めたボランティア組織の立ち上げや組織力の強化のための具体策についての取り組みを要望していたが、その後どのようになっているのか。

以上、質問いたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

町の防災対策についてのうち、初めに公営住宅入居者の避難について。

エレベーターのない4階建て公営住宅の避難の具体策はどのようになっているのかについてであります。現在、厚岸町の町営住宅は、7団地41棟あり、そのうち4階建ての住宅は、奔渡団地4棟、梅香団地2棟であります。

町では、平成9年から入居者の防火意識の高揚と日常における不注意や周辺環境の不備等に起因する火災を防ぐことを目的として、毎年1回、火災避難訓練を実施し、避難経路、避難場所等の確認をしております。

火災避難の具体策については、各階から避難階である地上へ直接通じる1階の出口までの避難経路を通行し、空地である避難場所までを徒歩で避難することとしております。

地震、津波時の避難の具体策については、地震時においては火災避難と同様の避難としておりますし、津波時においては、火災避難と同様の避難経路を通行した上、近隣に

ある指定避難場所などの高台へ避難することとしております。

次に、アについての住民の避難訓練はどのように行っているのかについてであります。火災避難訓練については、あらかじめ実施日時を入居者に周知した上、団地内の1室を出火場所に特定し、厚岸消防署の協力のもと、通報、避難、消火の訓練を実施してきております。

しかし、地震、津波を想定した避難訓練については、毎年、厚岸町防災訓練で全町的な避難訓練を実施していることから、これまでに町営住宅に限った訓練は実施しておりません。

また、今年も町営住宅限定での避難訓練を実施する予定はありませんが、10月には厚岸町防災訓練が実施される予定ですので、町営住宅の入居者に対する個別の周知を含め、この訓練への積極的な参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

続いて、避難生活を余儀なくされた場合について、避難所での生活の中で授乳スペースや更衣室などの具体策はどのようにしようとしているのかについてであります。昨年の東日本大震災を含め、これまでに発生した新潟県中越沖地震などの災害時では、各避難所においては特に女性から、着がえや授乳の場所がないなどの声が多くあったことは承知しておりますし、女性の視点に立った中で避難所にこのようなスペースを設けることは、避難生活において極めて重要であると認識しております。

また、町の地域防災計画、災害時の対策においても、女性に対する配慮が不足していたことを改めて確認することができました。

既に県や市町村によっては、このことを踏まえ、地域防災計画において、男女のニーズの違いや男女双方の視点、プライバシーの確保などに配慮することをうたっているところもありますし、県や他の市町村が作成している避難所運営マニュアルでは、避難所空間の割り振りに当たり、着がえや授乳などの各種スペースを設けることが明記されております。

これら町では、地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの作成を行いますが、その作業を進めるに当たっては、このような先進自治体の記述を十分に参酌した上、これらの事項を地域防災計画と避難所運営マニュアルに明記するとともに、可能な限りこれに必要な設備も整えていきたいと考えております。

次に、避難所での生活を少しでも不自由なくするために、要望集約や伝言をスムーズに行えるよう、グループ分けをして班長を決めるなど、具体策はどのようにになっているのかについてであります。東日本大震災のように長期にわたる避難所生活が予想される場合、開設された避難所において初めに行うことが、避難所運営組織の立ち上げと、そこで中心になる人物の選出で、次に行うことが居住グループの編成とグループごとの班長の選出であると、先ほど申し上げた県や他の市町村が作成している避難所運営マニュアルに明記されておりますので、この事項もあわせて町の避難所運営マニュアルに明記したいと考えております。

最後に、災害安全対策について。

災害建築物などの物件が多くあった場合、町の判定士、建築士、復旧技術者等を集めたボランティア組織の立ち上げや組織力強化のための具体的な取り組みを要望していたが、どのようにになっているのかについてであります。地震発生後に災害建築物が多く

あった場合には、まず余震などによる2次災害から人命の安全を確保することが優先されます。

このため、建築技術者で応急危険度判定士の認定を受けた者が被災した建築物の倒壊や外壁等の落下の危険度などを調査するとともに、当面の使用の可否を判定し、これを受けた町が所有者に注意喚起することになります。

町の地域防災計画には、町は、被災建築物応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するための体制の整備に努めると明記され、その体制づくりの重要性がうたわれております。

被災建築物応急危険度判定の実施については、直接町が地元判定士に参集要請を行うだけでなく、北海道として設置する被災建築物応急危険度判定本部や北海道震災建築物応急危険度判定連絡協議会、地区協議会との連携を図りながら進めることになっており、町としても、その実態体制の中で進めてまいりたいと考えております。

さらに、町では、町内の組織力強化は極めて重要と考えており、平成10年度には道内初の被災建築物応急危険度判定実施訓練を実施するとともに、平成19年にも同様の訓練を実施するなど、町内判定士の組織力強化のための具体的な取り組みも行ってきたところであります。

被災建築物応急危険度判定をするためには応急危険度判定士の認定を受ける必要がありますが、現在、町内で認定を受けられている方が数名という現状であります。このことから、まずは再認定のための認定講習受講の要請など認定者を増やすことに取り組むとともに、応急危険度判定士や建築士の方々が参加し、組織されている関連団体と連携しながら組織力の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 まず、エレベーターのない4階建てで、実際、階段を利用するしかない上での避難訓練が実施されていないということなので、これについては、生活している人たちの周知も当然しなければならないことなのですが、実際に地震が起きた場合に、階段というのは、皆さんも知っているとおおり、そんなに広い階段ではありません。その上で、人々が、子供もいる中、幼児も抱えながら、荷物も抱えながら、そういった階段を、1階の階段について、2回降りなきゃいけないんです。90度に曲がって降りなきゃいけないということで、手すりも片方しか現在ありません。

そういった中で、やはり、危険を増すということが非常に高くなる。そういった上から考えると、一度もやったことがないということは考えられない。その上で、ぜひエレベーターのない、階段を利用して避難をしなければならないという部分については、ぜひ避難訓練等を早急に行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

地震、津波に対する防災訓練、避難訓練は、特段今まで行っておりませんが事実で

ございます。

ご質問者もおわかりのように、二つのパターンに分かれると思います。地震がなくて津波が想定される場合、それから、当町で大きな地震が発生して津波が近海で起きるといふことでございます。

1点目につきましては、エレベーターは基本的に、地震が起きた際には、震度3程度で作動がとまってしまいます。安全装置がそれぞれ働いていまして、余震が起きたときも考えましてエレベーターが停まるという状況で、乗っていた方も含めて一番近い階に着床するというので、当町のエレベーターも当然そういう姿になっております。

地震がなくて津波が来るといふ想定ของときには、当然いち早くエレベーターなりに乗って避難していただけるのがとても理想的なことだとは考えております。

たまたま、この二つの団地、4階建てにつきましては、エレベーターが設置されていないと……（竹田議員「課長、ちょっと待ってください」と呼ぶ）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午前11時38分休憩

午前11時39分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（高谷課長） 大変失礼しました。

エレベーターのない階段での避難について、ぜひ行ってほしいというご質問でございます。

自主防災組織も含めまして、団地、それぞれ自治会の自主防災組織が、今、棟端を計られてやっておられると。その中の一つの部分として、自治会の中に各団地がございます。当然、梅香団地、奔渡団地がございます。その中で、地域として自主防災組織の見直しを図っている段階で、この団地にどのような人が住んでいるかということ、管理人の方は特に町がお願いしていて、各団地に管理人さんがいますと。その方の中で入居者を把握しているということでございます。

そういう関連の中で、津波被害等々の災害を想定した訓練、今までやっておりませんが、そういった形の中で今後実施していきたいというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひ早急に、入居者の安全・安心を図るためにやってほしいと思います。
やるということなので、次の質問に移らせていただきます。

避難生活を余儀なくされた場合ということ、この自主防災活動マニュアル、町でお出しになっていただきました。時間のなかで、昨日いただいて、早急に読ませてもら

いました。

避難防災活動マニュアルの中にも、女性の声を大切に聞き入る耳を持つというようなことも書かれてはいない。そういった中で、これは阪神・淡路、釧路沖地震もそうだったんですけど、避難場所も、日本は地震大国と言われて、地震が起きてからずっと言われてきたことなんです。

今さらではないことなんですけども、要はプライバシーという観点から、女性がやはり、赤ちゃんに乳をやる、また着替えをするといった場合に、非常に、隔てというか、隔壁といいますか、それがいいんです。それで非常に精神的にダメージを受けるという者が多いということなんです。ただでもなく家族と生き別れたり、ただでもなく兄弟が亡くなったりという、そういう事情を抱えながら、精神的にダメージを受けながら、なおかつそういった避難場所で、なおかつ、またさらにダメージを受けるということは、非常に本人にとって大変な苦痛であるということから、ぜひ厚岸町の自主防災活動マニュアルの中に、いろんな、建築士の方とかに相談を受けながら、ただ囲えばいいというものではなく、地震の後に必ず余震が来ます。その余震に耐えられる隔壁をするべきということも考えなくてはいけないと思います。

簡単でありながら早くできて、なおかつ安いということが、やはり災害のときには必要不可欠であるということから、どのような形が早く、どのような形が安く、どのような形が安全で隔壁ができるのか。そして、使う側が使いやすい、どういう形態をとったらいいいのかということをご検討していただきたいと思いますけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えをいたします。

1回目の答弁でも書かせていただきましたけれども、改めて、このたび女性の視点での避難所の運営というものを再確認をさせていただきました。

先般、北海道の地域防災計画が修正をされましたけれども、この中で、避難所の運営という部分で、市町村は避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いと男女双方の視点等に配慮するものとするという記述が改めてされたところでございます。

また、特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子供、子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとするということが北海道の地域防災計画でそれぞれの市町村に求められたところでございます。

当然、これを受けて、厚岸町のこれから見直しを行う地域防災計画に、これらの記述をしなければならないというふうに考えておりますし、また、自主防災活動マニュアルだけではなくて、この後、避難所運営マニュアルのモデル的なものもこれから作成をする予定であります。この中には当然、避難所の中でのスペースとして、必ずこれらのスペースを設けるよう提示をしなければならないというふうに考えております。

また、避難所によって、ネイパルであれば、ある程度各部屋が設けられておりますので、部屋ごとにそれらのスペースを設けることになると思いますし、また、体育館のよ

うなところ、一つのスペースしかないところについては、それぞれの区切りをしていかなければならないというふうに考えております。防災のグッズの中には、それらの間仕切りを行うものがありますので、これらも町として整備をしていきたいというふうに考えておりますので、ご理解を願います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 自主防災活動マニュアルの7ページに、年間活動計画の例として、平成24年6月のときに班単位の検討会というふうに書かれています。

班単位の検討会というのは、班の単位で検討するのか、それとも、私がここで質問している避難所での避難者がスムーズにといいますか、いろいろな面で不安を払拭するための班体制部分を申し上げているんですけども、これは何について、どのような計画、検討会ということを行っているのか教えていただけますか。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） このマニュアルですけども、これはあくまでもこうなさいというものではなくて、まず、こういうものもありますよという例でございますので、これをしなさいというものではないということをごま先にお知らせいたします。

ここで申し上げます班単位というのは、あくまでも避難所での活動ではなく、普段活動する上での、自治会の中で何々班、何々班というふうに分けた中での班のことを一応提示させていただいているつもりで記載させていただいております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 7ページにね、年間活動計画例と書いているから、このとおり100%あるものだというふうに誰も認識しないじゃないですか。だから、悪くとれば、じゃ、例なんだから、何もやんなくてもいいべやというふうにも言ってもいいということになりますよ。例なんだから、ある程度ね、これは8割、9割に沿って、やりたいな、これをやればいいんじゃないかなということで例を挙げているわけでしょう。そういう言い方をしないとだめだと思いますよ。

●議長（音喜多議員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 防災活動マニュアルを提示させていただきまして、4月に行いました説明会の中でも、これはあくまでも例ということをごま先させていただきまして説明会を行っております。それで、自治会、自治会によりまして、できることとかも、状況とかも違いますので、これをあくまでも例としまして、できることを選んでいただいて、組織を立ち上げていただけないか、活動を活発化させていただけないか、そういう場合には私たちも中に入って、一緒になって、相談しながら計画づくりをしましょう

ということで作りましたマニュアルだということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 質問事項のことにない部分なので、あえて多くは聞きませんが、せめて、時間と金をかけてつくったせっかくのマニュアルなんで、例は例ですけども、やはり8割、9割達成できるような例をつくっていただきたいというふうに思います。

それで、グループ分けをして、居住グループの編成とグループごとの班長の選出と、先ほど申し上げた県や他の市町村が作成している避難所運営マニュアルに明記されておりますので、この事項に合わせて町の避難所運営マニュアルに明記したいと考えておりますというふうに書かれています。

例でも何でもいいんですけども、私は、こういうものを作るときには、例としてはいいんです。ただ、やはり、例なんだから、幾ら書いてもいいだろうというのも当然あります。ただ、やはり、作るときには、いろいろな聞き入り調査をした上である程度まとめて出してくるものだというふうに思っております、考え方として。だから、もっともっと具体的な内容を作っていかなきゃならない、初歩的なものであるというふうに認識はしております。これをもとに具体策を考えながら、行動マニュアルや避難マニュアル、いろんな方法をとっていくということで、このマニュアルは、じゃ、理解していいのかというふうになるんですけども、そこはどうですか。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 若干ちょっと、今の防災活動マニュアルとは違う形で、先ほどから申し上げております避難所運営マニュアルの中身について若干説明をさせていただきますが、避難所運営マニュアルの中には、議員おっしゃられておりますグループ分け、班分けということ細かく記述しようというふうに考えております。避難所運営組織の立ち上げとして、その避難所運営の中心人物を選出すること。その選出の仕方ですか、このような事例、要は自主防災組織の会長、副会長、防災委員が当たるんだよとか、そういうことも細かく、その避難所運営マニュアルの中では記述をしていこうというふうに考えておりますので、もしこれが、ある程度素案ができた段階では、議会のほうにも一度お示しをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解願います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 最後に、時間もないのでまとめてお聞きしたいと思います。

厚岸町において、応急危険度判定士、別名被災度区分判定という技術者等がいるんですけども、それに対してのボランティア組織みたいなものを立ち上げてやってほしいということを再三お願いをしていたんですけども、これまでに、そういった活動をしていこうとか、そういったものを立ち上げていこうということを全くしてきていなかったと

いうふうに思うんですけども、例えば家づくり協会とか何とかというものも例を挙げて言いました。家づくり協会の中には建築士の方もたくさんおられます。建築業者の方もいます。そこには板金屋さんも土建屋さんもいますけど、私の言っているのは、要するに建築士を持った方が応急危険度判定士になっている、または建築士を持っている方が災害復旧技術者というものを講習でとっておられる、そういう方々の専門的知識を得るために、そういう方々を集めてボランティア組織をしていただきたいという要望をしました。

その中で、平成10年度には道内初のというふうに答弁にも書かれてはいますが、その後、何人も応急危険度判定士を集めて何かをやるということは1回もしていないはずなんです。やると言ったのに、約束したのに、なぜそこはやらないのか。だから、前にも申し上げました。役場の中の建築課の中でそういうことができるんだから、ボランティア組織は別に立ち上げなくたって大丈夫なんだというふうに言っているんですかということも僕も言いました。どうなんですか。なぜ立ち上がらないんですか。なぜ今まで1回もやらなかったのか、その辺をご答弁願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えします。

そういった建築士等々技術屋のボランティア組織を立ち上げてはどうかということで、平成19年、ご質問者からそういった要請というんですか、受けていたわけですが、町長の答弁にもありますように、今まではそういったボランティア組織を立ち上げてないというのが実態でございます。

再三再四、そういうことで要請がご質問者からございますけども、今回そういったことで調査させていただいた中で、建築士は町内に17名おられます。今回、応急危険度判定士の認定講習を受けている方が何人いるのかということで調べさせていただきました。実は、17名いるうちの、認定講習で有効になっている方々が、私を含めて5人しか再講習を受けていないというのがわかりました。

まず、まず17人いる建築士の中で認定講習の再講習を受けていないということ自体がやはり、そういった取り組みも含めて、私どもの行政としても少し認識が薄かったのかなど。まずその強化をした中で、そういった認定講習を受けて、応急危険度判定士の認定証をいただいていることを踏まえて強化していきたいなど。

さらに、先ほど道内で初に、平成10年に応急危険度判定の実地訓練を行いましたけども、平成19年の2月にも、ご質問者もご参加いただいて判定訓練を行っております。さらに、今年度ですけども、日本建築学会と、それから北海道の北方建築総合研究所の協力を得まして、10月に町の防災訓練がありますけども、同じ時期に津波・地震防災対策の学習会ということでやっていただくように今は要請をしております。中身につきましては、小学生以上の親子であるだとか、中高生以上だとか、そういった方々、それから応急危険度判定士の方々も参加いただきながら、耐震診断の実施だとか、地元の食材を生かした避難食の炊き出しだとか、いろんなそういう防災に関しまして、事あるたびにやっていきたいというふうに思っています。

ボランティアの組織の立ち上げですけども、まずそういうところを強化しながら、家づくり協会、先ほどから出ていますけども、いろんな職種の方もございます。ただ、せっかくある組織でございますので、その中で、ご質問者も理事でおられますので、何とか分科会でもつくりまして、そういった中で、そういったボランティアの専門的な知識を持っている者での取り組みというものをやっていきたいなというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 ぜひ、何度も何度もお願いしてきたことなので、町民の安心・安全という部分から、そのものを早急に立ち上げていただきたい。そして、応急危険度判定士が17名中5人ということなんですけども、確か9人かそのくらい講習を受けていない方もいます。その9人の中に、応急危険度判定士を取っていないけども、復旧技術者というのを取っている方も、確か1人か2人いると思います。それは、調べている、調べていないはちょっと、お昼前で時間がないんで、ぜひ町長、これを町民の安心・安全のために速急にやっていただきたいと思えますけど、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

先ほど来から、それぞれ担当から答弁がありましたとおり、安全・安心なまちづくり、行政課題であります。そういう中で、ボランティア的なものをつくっていただきたいということでもありますので、担当課長から答弁があったように、迅速に進めていくように、さらに私からもお願いを申し上げたいなど、そういうふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員は、もう質問はいいですか。終わっていいですか。

（竹田議員「はい」と呼ぶ）

以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告がありました7名の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩します。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第3、議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第44号 辺地に係る総合整備計画の変更について、その提案理由を説明させていただきます。

まず、片無去辺地についてであります。平成23年第2回定例会において議決をいただき、現在、平成23年度から27年度までの計画期間とする総合整備計画を有しております。

本年度の事業実施に当たり、除雪ドーザ整備に係る当初予算及び起債申請に基づき、計画登載事業の事業費を精査したところ、辺地対策事業の予定額に不足が生じる見込みとなったことから、計画変更が必要となったものであります。

また、糸魚沢辺地については、平成20年第2回定例会において議決をいただき、現在、平成20年度から24年度までを計画期間とする総合整備計画を有しております。

しかし、本年度の事業実施として実施する患者輸送バスの整備が既存計画には登載されていないことから、当該事業を追加する計画変更が必要となったものであります。

なお、本件につきましては、平成24年5月25日付をもって北海道知事から計画変更に対して異議がないとする回答を受けておりますので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、当該計画の変更について町議会の議決を得るべく、本定例会に上程するものであります。

議案書22ページをお開きください。

まず、片無去辺地ですが、総合整備計画で変更となりますのは、3、公共的施設の整備計画の表のうち、除雪機械の除雪ドーザ整備事業に係る事業費、財源内訳、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額で、変更後の金額を括弧書きしておりますが、事業費については2,560万3,000円を2,663万円に、財源内訳の特定財源については1,526万2,000円を1,010万1,000円に、一般財源は1,034万1,000円を1,652万9,000円に、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については760万円を1,350万円にし、これに伴い、合計欄の金額も括弧書きのように変更するものであります。

23ページをごらん願います。

糸魚沢辺地についてであります。変更となるのは、同じく3、公共的施設の整備計画の表に、患者輸送車として、患者輸送バス整備事業を追加登載しようとするもので、厚岸町が事業費735万円、財源内訳では、特定財源466万円、一般財源269万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額については250万円とし、これに伴い、合計欄の金額も括弧書きのように変更するものであります。

24ページは、公共的施設の整備計画の内訳についてであります。同様の変更となっております。

以上、簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 ただいまの説明だったんですけれども、申しわけないんですけども、その後に出てくる建設機械等整備事業の物品購入というものが、財産の取得というのが出てくるんですけども、これが今回の片無去辺地に関しては影響してくるというふうに考えていいんでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご説明させていただきます。

ご質問者が言われるとおりでございますけれども、この総合整備計画の変更につきましては、当初予算をもって、起債申請等をあわせて、計画の中の、重要なのは一般財源のうち辺地対策事業債の予定額、これが内数であれば特に計画変更は必要ないわけでございますけれども、当初予算の措置において、3月議会で議決をいただき、実施のめどが立ったということで、実際に辺地債の借り入れの本申請を行うのは9月ということで想定してございますが、それにあわせて6月議会で変更が必要となったということで、前もって、これにつきましては、提案理由の中でも説明しましたがけれども、厚岸町の議会の議決を得る前に、北海道知事との協議が必要となってまいります。その関係上、北海道知事との協議につきましては、5月9日付をもって正式協議を提出し、5月25日付をもって異議がないという回答を受けて、今回、議会に計画変更の上程をさせていただいたというものでございます。

後ほどの議案で、こういった契約の部分と時期を同じくした議案が出るものですから、そちらのほうは金額が抑えられていますので、結果としては変更しなくても対応できる結果となりましたが、これは結果論でありまして、その前に手続的なものを踏まなければならないということでもございましたので、ご理解願いたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

9番、南谷議員。

●南谷議員 まず、片無去辺地からお尋ねをさせていただきます。

平成24年度当初予算計上が2,560万3,000円、今回、事業費が102万7,000円増額になった。まず、何がどういう部分でこの数字が増額になったのかなという部分、先ほどの説明で予定額が変わったという説明なので、この中身についてお尋ねをさせていただきます。

それから、まだあります。財源なんでございますが、特定財源、1,000万円ほどに下がって、一般財源が逆に増えていると。こういうことで、この辺の理由につきましても、もう少し詳しくご説明を求めます。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご答弁申し上げます。

片無去辺地における除雪機械の購入、これにつきましては、平成23年の第2回定例会のほうでこの計画の策定をさせていただいたところでございます。その際には、3カ年実施計画に登載されている事業をもって計画を樹立しているわけでございますけれども、その際には2,560万3,000円ということで、3カ年実施計画のほうには登載されていたと。財源内訳につきましては、その当時の財源内訳を記載をさせていただいて計画をつくったということでございます。

しかし、新年度予算編成時において事業精査をしたところ、事業費のアップが見込まれたということと、それと、財源内訳につきましては、特定財源でございますが、これは社会資本整備交付金と言われる部分でございます。申請をして思った以上に軽減をされた中で交付決定を受けたと。そのために、一般財源の額、それに連動する形で辺地総合整備対策事業債の額も大きく不足が生じるだろうという見込みになったということで、このような変更計画を上程させていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 わかりました。

次に、先ほどの6番、堀議員の答弁にもありましたけれども、今回ここで変更したんですけれども、議案第46号のほうで資料を拝見しますと、落札率が65.54%になっておりまして、結果とすれば、ここで変更をしなくてもよくなってしまったのかなというふうに私なりに判断をさせていただいたんですけれども、その辺のプロセスにつきまして、もう少し詳しく説明を求めます。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご説明させていただきます。

今回変更させていただくという数字の土台になってございますのは、当初予算、それと、国からの補助金の見通しが確定したのををもって計画変更をさせていただいたということでございます。

計画変更の必要性が生じたということで、先ほども堀議員の質問の中でもご答弁させていただきましたけれども、5月に北海道知事のほうに正式に、こういった形で変更させていただきたいということで協議をさせていただいて、5月25日に、それについては異議がありませんよということで、今回このような変更の手続きをとらせていただいたところでございますが、後ほどの議案で上程されます財産の取得の部分のところの関連でございますが、こちらのほうは6月4日に入札が行われているということでございましたので、そういったタイムラグというか、時期のずれがありましたので、片無去辺地については、結果として変更しなくても対応できるような形になりましたけれども、手続上の関係でこういったことになったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●南谷議員 次に、糸魚沢辺地についてお尋ねをさせていただきます。

まず、マイクロバス導入の関係なんですけれども、私が一番疑念に思ったのは、この計画書にゼロ計上であったものが今回上程された、変更上程です。この辺のプロセスについて、平成24年度の当初予算に、これは計上されております。3カ年計画の中で、何年度にこの計画は、購入について計上されていたと思うんですけども、まず何年に、これ、3カ年の計画に登載されていますか。

●議長（音喜多議員） 南谷議員、3回目で終わりですよ。

●南谷議員 それじゃ、まだ続けます。済みません。ありがとうございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

●南谷議員 失礼しました。

それで、私が一番疑念に思うのは、私なりに判断すると、3カ年計画に持っている、当初予算にも計上されている。ところが、辺地の計画には全然、今回初めてだと。そうしますと、知事の承認とかいろいろな問題、財源の問題、これらの問題があつて、事務的には当然なんだろうと。いろいろな理由があつてこうなんだろうというのがあるだろうと思うんです。ただ、もう少し早く、我々議員がわかりやすいようにというわけにはいかないんでしょうけれども、その辺のプロセスについて、もう少し、なぜ今ここで、この計画が計上されたのかな、斯く斯く然然で、これが正常なんだというものをご説明いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご答弁申し上げます。

糸魚沢辺地の患者輸送バスでございます。糸魚沢辺地は、提案理由の中でも説明をさせていただきますましたが、平成20年に策定をさせていただきます。平成20年の3カ年のときには、この計画はありませんでした。この患者輸送バスが初めて実施計画のほうに登載されたのは、現在の総合計画、第5期の総合計画、第1次の実施計画、平成22年からスタートしたわけですが、22、23、24という、第1次の実施計画が策定されました。その中の平成23年度、第2年次で位置づけられたものでございます。

2次の計画では、それが1年先送りする形で平成24年に登載をされ、第3次の、平成24年からスタートの実施計画では、1年次の平成24年度に位置づけされていると。本年当初の予算の中で予算措置されているというものでございます。

それで、なぜ、それであれば、極端な話、当初予算時にこの計画変更もできなかったのかということかと思えますけれども、あくまでも厚岸町、策定するときには、そのときの3カ年をもとに計画を策定させていただきます。毎年度予算執行をして、実績と、

それと新しい年度の予算が確定した段階で、計画の、この一般財源のうちの辺地債の予定額の枠が不足が生じた場合、あるいは今回のように新しい事業、計画に載っていない事業を行うということが確定した段階で計画変更をさせていただいているということでございます。

ですから、当初予算の中で議会のほうに予算を提案させていただきましたが、3月の議会のほうで、これは予算の議決をいただきました。これで執行が確定をしたということで、正式に辺地総合整備計画の変更をする手続を踏ませていただいたということでございます。

なお、この辺地債を借りるに当たって、この計画とのかかわりなんですけれども、起債申請は早目に、事前の協議も行うわけですが、9月に正式な本申請が行われます。その9月の本申請が行われる際に、借り入れを起こしている事業が、この整備計画に載っていることが必須ということになっておりますので、3月の議会の議決を経て、6月の議会での変更議決をいただくべく進めてきたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第4、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第45号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書の25ページをお開き願います。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

町道桜通りは、梅香町地区と奔渡町地区の道道別海厚岸線に接続される幹線道路です。道路沿いには小学校、中学校、保育所、近隣には公営住宅が立ち並び、通学路としても

利用されている歩行者が多い道路であります。

現在の状況として、歩道が狭いために、歩行者が歩道上ですれ違うことも困難な状態となっております。

このことから、歩行者の安全を確保するため、現在、幅員1.5メートルの歩道を幅員3.0メートルから3.5メートルまで拡幅するものであります。

この事業は、平成22年度から調査設計を初め、昨年、平成23年度に道道別海厚岸線から工事を進めており、歩道左側252.73メートル、右側230.48メートルが完成しております。

今回の工事の内容であります。1として、工事名、桜通り歩道整備工事。

2として、工事場所、厚岸町梅香2丁目、奔渡6丁目。

3として、契約方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、単体7社の参加によるものであります。

4として、請負金額は、金7,245万円であります。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社であります。

26ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事の概要ですが、①の歩道改良舗装工、施工延長は、起点側から見て左側、長さ604.75メートル、右側、長さ620.40メートル。歩道幅員、両側幅3.00から3.50メートル。路盤工、下層路盤、厚さ10センチ、凍上抑制層、厚さ17センチ。舗装工、歩道表層（再生細粒度アスコン）、厚さ3センチ。

②といたしまして、車道の舗装工でございますけども、施工延長、長さ627.25メートル、車道幅員、幅7.50から9.00メートル。舗装工、車道の表層、厚さ3センチ、レベリング層として、厚さ3センチでございます。

2、工期でございますが、着手は契約締結日の翌日から、完成は平成24年11月30日までとするものでございます。

3、位置図、平面図、標準施工断面図は、別紙説明資料のとおりであります。

27ページをごらんください。

位置図であります。図面中央よりやや下側の囲いの中、太線部分が今回工事をする箇所を示したものでございます。

28ページをお開き願います。

図面上部左側の厚岸中学校付近を工事起点とし、図面中央下側、厚岸町漁村環境改善総合センター付近が工事終点となります。工事区間に曲線部分が含まれていることや他の道路との交差点形状により、左右の歩道で工事延長が違っております。起点から終点に向かい左側、長さ604.75メートル、幅3.0メートルから3.5メートル。同じく、右側、長さ620.40メートル、幅3.0メートルから3.5メートルとなります。

歩道幅員が3.0メートルから3.5メートルと幅があるのは、基本的に3.5メートルを確保するように設計しておりますけども、工事区間ほぼ中央の切り土区間では地滑り対策が施されており、道路用地幅の確保が難しいため、やむを得ず歩道の幅を3.0メートルとしているものであります。

また、車道舗装工を長さ627.25メートル、幅7.5メートルから9.0メートルを計上して

おりますが、これは、歩道の改築に伴い、車道面と歩道面の段差が高くなることから、車道の舗装面にレベリング層と表層の2層の舗装をかけることで高さ調整を行うものでございます。

なお、別途お手元に、参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私、この議案にあります契約関係は適正だと思って、それはいいんですけども。裏面参考の工事の概要について聞きたいというか確認なんですけれども、先ほど提案理由の説明の中でも学童の通学路としての歩行者の多い歩道の改修ということで言われておりました。当然、そこをいじるのですから、子供たちの通行に支障のないような、安全対策というものがしっかりととられていると思うんですけども、それについて、仮設の歩道、仮歩道とか、そういう誘導とか、そういうものがしっかりととられているのかどうなのかを確認したいと思うんですけども、お願いします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご承認いただいてから工事着手にかかっていくわけでございますけれども、工事の際にはそういった安全対策、仮設を施しながら施工してまいりますので、ご了承いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

10番、谷口議員。

●谷口議員 車道の舗装工事で、レベリング層というのはどういうことを言うんですか。専門用語で言われても、私にはとても理解ができないんですけど。

それと、今回、歩道がある意味、主の工事ですね。それで、今、堀議員のほうからも質問がありましたけれど、今回、歩道を幅3メートルから3メートル50と。この部分は、現道でもすべてがきちんと舗装になっているところが傷んできたというか、そういうのがきちんとないのだから舗装工事を行うのか、それとも、用地があるんだけど舗装されていなかったのだから舗装部分を広げるというようなことにしようとしているのか、そのあたりを説明していただきたいと。

それと、もう一つは、桜通りの厚岸小学校のあたりは、両側ガードレールというのかな、そういうものが設置されていますよね。そういうことを今回は、この工事で行うことにはなっていないのかどうなのか、そのあたりを質問いたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 最初のご質問でございますけども、レベリングということで、わかりやすく説明いたしますと、歩道と車道との間に段差が、通常であれば15センチほど設けることですが、どうしても歩道の改修上、15センチ以上になる部分が出てまいります。そこで、通常であれば表層のアスコンを3センチで仕上げるのですが、その段差を一定程度に保つために、15センチから18センチあるところを、18センチではなく15センチにするために、また下地に調整の層を入れて、そしてまた表面で3センチの仕上げでして完成させるということでございます。それがレベリング層という意味合いでございます。

それから……（谷口議員「さっぱりわかんないな。全然わかんないわ」と呼ぶ） ああ、そうですか。（谷口議員「図面か何か出してもらわないと」と呼ぶ） 28ページをお開きいただきたいと思うんですが、ここに車道と歩道と車道用の縁石ということで、標準施工断面図というのが示されています。ここで、実際に今のところを新しく改良舗装していきますので、どうしてもフォーメーション上、歩道と車道の部分での段差が15センチを超える部分が出てきてしまいます。そういうことで、段差が既存より高くなってしまいますので、15センチ程度を確保するために、車道部分に、普通に仕上げるんじゃなくて、3センチの高さ調整のための舗装を打って、それで15センチを確保するというので、そこにアスファルトを調整台としてさらに増やしているというのがレベリング層という役割の、高さ調整のための舗装でございます。

それから、2点目の、現道の舗装上でどういった、3メートルから3.5メートルということでございますけども、現在は、既存は6メートルの車両に路肩が1.5メートルずつあります。それに歩道が1.5メートルという状況でございます。1.5メートルでは、歩道を通行する上で、今の基準からいくと歩道幅員が狭いということで、3メートルから3.5メートルに歩道を拡幅するという工事が主でございます。

それから、桜通りで、既存の厚小の両側にはガードレールがあるけども、今回はないのかというご質問でございますが、今回はガードレールの設置はございません。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 そうすると、今のレベリングというのは、要するに段差を、場所によってはうんと出るところもあるし、ないところも、だから、レベリングというのは、これは、3センチと今出ていますよね。だから、3センチない場合もあるし、ある場合もあるし、ひょっとしたらこれかもしれないしという、それで何とか歩道との段差の幅を保つという、そういうものがレベリングというものだと理解していいんですね。ようやくわかりました。

それから、そうすると、現在の歩道は1.何メートルしかないの、倍から倍ちょっとに幅を広げようという事業で、それで、この用地は十分今、すべてあるのか。

それと、先ほど提案理由の説明で、切り土というのかな、そういう部分があるので、

幅を広げることができないんだということだったと思うんですけど、今現在、あその切り土した部分は、土が動いているとかそういうことは、全然心配はないのかどうなのか、そのあたりもちょっとお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 質問にお答えいたします。

切り土部分、地滑りの部分ですけども、現在そういった、動いているという状況はございません。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第5、議案第46号 財産の取得についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいま上程いただきました議案第46号 財産の取得について、その提案内容をご説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

現在、町が所有しております除雪機械は、全体で10台、うち除雪ドーザ13トンは1台あり、この除雪ドーザは、平成4年度に建設機械整備費補助事業により購入し約20年経過し、走行距離は5月末現在で6万キロメートル、稼働時間は8,000時間を超えており、総体的に老朽化が進んでいることから、毎年修繕を行っておりますが、部品のストックや部品の製造中止もあり、今後修繕することが難しい状況となっております。

このため、平成24年度社会資本整備総合交付金事業により更新を行い、車両の安全性、さらには冬季除雪における作業の効率化を図るものであり、その財産の取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容でございますが、1として、財産の種類は物品であります。

2として、名称及び数量は、除雪ドーザ1台であります。

3として、契約の方法は、地方自治法施行令第167条第1号による指名競争入札であります。

4として、取得価格は、金1,299万9,000円であります。

5として、契約の相手方は、北広島市大曲中央1丁目2番地2、北海道川重建機株式会社であります。

30ページをお開き願います。

参考としまして、1、除雪ドーザ（13トン級車輪式、マルチプラウ、簡易着脱装置つき）。型式は、70ZV-2。エンジンは、6気筒、4サイクル、水冷直列直噴ターボインタークーラーつきでございます。乗車定員は2名、除雪幅は3.28メートル、総重量は1万5,905キログラムでございます。全長は8.07メートル、全高3.58メートル、全幅は3.48メートルで、除雪能力は1時間当たり2,700トンでございます。

2として、納入期日でございますが、平成24年11月30日でございます。

31ページは型式図でございますので、参考にしていただきたいと存じます。

なお、別途お手元に、参考資料といたしまして、6月4日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 今回、川重建機株式会社という会社が落札しているんですけど、川重建機というのは、これは川崎重工か何かというメーカーの取次店か何かなんですか。

あと、A、B、Cとありますけれど、もしメーカー名がそれぞれわかればちょっと、どういうメーカーが、機械のメーカー名でいいですから教えていただきたいと。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ご質問にお答えします。

川重建機株式会社、ご質問者おっしゃるように、川崎重工製品でございます。

それから、A、B、Cでございますけども、コマツ道東株式会社、キャタピラーイーストジャパン株式会社、北海道TCM株式会社、この川重建機を含めまして4社でございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 コマツとキャタピラーは、メーカーが相当少ない、一番最後のは何というメーカーなんですか、今言われたのは。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 北海道TCM。（「会社の名前じゃなくてメーカー」と呼ぶ者あり）

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後1時37分休憩

午後1時42分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。
建設課長。

●建設課長（高谷課長） 大変お時間をとらせて申しわけありません。ちょっと見積書等が私どもの手元にあって、ちょっと詳しいものがないませんでしたので、即答できないで申しわけありません。

北海道TCM株式会社というのは、日立建機等々と合併して新会社をつかって、北海道TCMという会社を設立しているという内容で、物自体はTCMという、いわゆるそのものの名前で製品があるということでありませう。

大変申しわけありません。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、今、4社なんですけれども、それ以外にも建機会社というのはあると思うんですけれども、除雪ドーザを扱っているのはこの4社だというふうに理解してよろしいんでしょうか、それが1点目。

今回、落札結果が65.54%というふうに大きな落札率となっています。これ自体は私も常日ごろから、できるだけ安く落とせるものは落とせというふうに言っているからいいんですけれども。ただ、一方で、予算をその分、当然確保しておく中では、財源を当然それに振り向けるといったことを考えたときには、予算の有効活用というものを考えたときにはいかなものかなということにはなるかと思うんです。そうしたときに、今回の予定価格1,889万円というふうに見積もったものが適正だったのか。また、実際の機械の価格というものが、その後、何らかの理由で大きく下落するような要因があったのか、その辺も教えていただきたいと思うんですけれど。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） 今回、4社の指名で契約させていただきました。

ほかにメーカーがなかったのかというご質問ですが、発注するに当たり、当然私ども、そういったメーカーがないのかということで調べさせていただいて、コベルコというメーカーもございました。ただ、私どものほうに、その会社は指名願いを出していなくて、今回指名にかけられるメンバーというのが4社ということで、4社で契約させていただきましたという内容でございます。

それから、今回、落札率がかなり落ちていて、安く買えたのはいいことだけど、適正な見積もりができていたのか、何か下落があったのかというご質問でございますが、予算を上程させていただくときに、当然私ども、この4社から見積もりを徴して、その最低見積もりのものを採用させて、予算化させていただきました。

実際、今回発注するに当たって、去年の12月の段階で見積もりをいただいていたもので予算化されていますので、そういった、ご質問者おっしゃるような状況の変化等、あるかないかということも踏まえまして、再度、5月の中旬以降に見積もりをとらせていただきました。それが結果として予定価格を作成する根拠になっているものでございますけれども、予算時の最低のメーカーと今回予定価格をつけさせていただいた根拠となる一番最低の業者は当然違っているメーカーでございました。予定価格をそこで決めさせていただいて、入札をした結果として、こういった64.4%の落札ということになりました。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 3カ年のときには2,587万7,000円となっていて、恐らく予算も確かそのくらいの額で、先ほどの辺地の計画にも大体似たような額でなっていたんですけれども、そういった中で、予定価格がそれよりも600万円ほど下がっているといった中で、約半年ぐらいたって600万円下がった。なおかつ、半月ぐらいいの間で600万円ぐらいい下がるんですけど、もう少し、やはり実勢というか、ただ業者からの見積もりだけじゃなくて、入れているところとかの実際の購入価格とかも調べた中で、そういう予算等に反映させていただければ、恐らくそういう差が大分縮まってくるんじゃないのかなど。その分の財源というものはまた、有効な財源等、別な行政需要の中にも使われるようになるんじゃないのかな、これは、次の47号でも同じことは言えると、私はそう思うんですけれども、その辺についてはどう考えるんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまご質問者おっしゃるとおりだというふうに私どもも思っております。

ただ、あくまでも私どもは、予算時、それから予定価格を定めるときに精査をしております。たまたまこういったものは、なかなかあちこちでやられている物件でございません。考え方はいろいろとあって、最低の見積もりに対して調整率を掛けて、このぐら

いでということもありますけども、そういった例がございませんで、あくまでも業者に見積もっていただいたものに対して、私どもはそれに対して、これが一番最低で示してきていると。これで予算を決めれば契約ができるということでございまして、そういった意味で適正な価格を予算予定価格として載せておりまして、結果として、それぞれの会社が入札の段階でそういった入札率になって契約に至ったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） いいですか。

次に、2番、大野議員。

●大野議員 6番議員の質問にもあったように、こういう機械って大体、一応小売価格ってメーカーが表示している価格がありますよね。それで、一般的に定価と言われる価格って多分あると思うんですけど、僕らも重機屋さんと取引があるのであるんですけども、そういった価格を3カ年計画に一応乗っけるのかなと僕自身思っていたんですけども、今の話を聞いて、3カ年計画を組むときと予定価格を組むときと入札するときの価格、ぼぼ、何百万単位で落ちていっているんですけど、一応そういうのを参考に、僕らは定価の何%ぐらいなら低くなって、個人的にですよ、思うんですけども、そういった価格で、これくらいで交渉できるかなって思うんで、町はそういうことはするかしないかわからないんですけど、一応どういうのを基準に、まず選んでいるのかなと。

それと、マルチプラウがついて買っていますけど、もともとバケット仕様ですよ、ホイローダーって。もちろんバケットも、多分ついてくるものだと僕は認識しているんですけども、それと、何年か前に旭川の業者が、このマルチプラウの、取りつけとか、交差点に行ったときに、どうしても雪をはねてきますから、相手側は山できますよね。それをはねるための何か、多分、Vの字の端っこに何か装置があって、それを開発して公共的に売り出すんだと、新聞か何かで何年か前に見たことがあるんですけど、そういうのを導入するという頭はなかったんでしょうか。その辺を聞きたいんですけど。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

どういった基準かということでございますけども、定価ベースでの価格はございません。あくまでもこちらが示した、北海道に倣った、除雪用の設備の基準を全部照らし合わせて、うちが何を欲しいかということで、オプションも含めて、それで見積もりをいただいているという内容でございます。

それから、プラウにつきましては、ここに示させていただいている前の除雪の羽でございまして、こういった形にでもなるという製品でございます。（発言する者あり）バケットも当然、夏の間はバケットも使用しますので、ついております。

●議長（音喜多議員） 2番、大野議員。

●大野議員 先ほども聞いたんですけども、交差点とか取りつけのときに行ったら、その雪を、ちゃんと、山にならないようにするような装置が、確か僕、新聞で見たと思うんですが、そういうのは認識なかったんでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） この図面の中でもお示ししていますけども、このマルチプラウというのは、開くだけではなくて、真っすぐにもできます。角度も全部変えられるんです。除雪の仕方によっては、そのときに、開いているのではなくて閉じていけば、その部分には堆雪しないという状況も考えられますので、今議員おっしゃったように、そういった調整はこの機械でもできるということでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 初歩的な質問で悪いんですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、今回、予定価格よりはるかに下がりましたよね。非常に大きく下がっているんで、よかったなと思っているんです、私は。その差額というのが、いわゆる不用額というものになりますよね。この場合には一部は起債ですし、一部は一般財源からも出ているんだろうと思うんです。

それで、恐らく起債のほうで、余ったからほかに振り分けるということができるかどうかというのはちょっと、はっきりわかんないんですが、一般財源についてはもちろん不用額として、この後、9月議会でもって新たな補正に使っていくことができるんじゃないかと思われるんで、いわゆる自由になる不用額というのは、今回の場合どのぐらい出ているのか、その辺についてお聞かせをいただきたい。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 1 時55分休憩

午後 2 時04分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま、私も数字、入札の内訳の中身を確認したばかりで、もしかしたら差は出るかもしれませんが、大体の数字でいいとおっしゃられていますので、大ざっぱな数字で申しわけないんですけどご答弁させていただきますが、当初予算では、一般財源は202万5,000円という数字が出ております。

ただ、このときに見ていた算定のベースを見ますと、下取りの車両の価格を84万円というベースで計算しております。下取りの部分は起債の対象外になりますので、これはもともと一般財源のほうに載ってくるという数字です。入札の結果、下取りの部分の価格が273万円と大幅に多く算定されているということでございまして、全体の購入費は圧縮されていますが、起債の対象外が大幅に増えたということで、今の大体の計算なんです。一般財源ベースでは、逆に100万円程度増えるのではないかと、現在のところちょっと見ているところでございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 そうですか。そうすると、予定価格からぐんと下がったからといって、一般財源ベースだけでもって見ていくというと、不用額が出るとは限らない場合も結構あると、こういうことですね。

それで、あとは一般的な話になるんですが、今回の場合は、そういうわけでわかりましたけども、こうやって入札をすると、びっくりするぐらい価格が下がることもあり得ますよね。それから95%ぐらいでいっちゃう場合もありますし。それで、この60%台ぐらいまでに下がって、その差額が一般財源で出たような場合には、もちろん財政としてはそれをもって、次に考えている事業に充てていくという方針で、いわゆる財政の執行を行っていると思うんです。そうなるというと、例えば6月議会でもって、もし、今の場合100万円上がってしまうというような話でしたが、これが下がっていたとした場合には、9月議会でもって新たな事業のためにそれが使われていくと。3月までずっと持ち越して、そこで不用額で落とすというようなことはないという、そういう方針でいろいろな事業が執行されているというふうに思うんですが、それで間違いはないかどうか確認をしておきます。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 当初予算に計上している部分におきまして、まだ年度途中において緊急の執行を要するものというのは、当然補正予算で速やかに対応して、町民サービス等の充実を図るということで財政運営していくという方針でございまして、こういった不用額が出た場合につきましては、計上している部分では差額が出た場合ということになりますと、次の9月補正、あるいは12月補正の段階で、増額計上する場合の財源として考えていくというふうに、予算編成に当たって対応してまいりたいというふうに考えてございます。

この考え方は、従前もそんなふうに思っておりますし、弾力的にそういう、不用額が出た財源は、次の予算の財源として活用していきたいというふうに思っているところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

(な し)

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり決しました。
- 議長（音喜多議員） 日程第6、議案第47号 財産の取得についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第47号 財産の取得について、その内容をご説明申し上げます。
厚岸町では、地震、津波などの災害時における仮設避難所の確保を目的に、平成8年度から11年度までに25張の避難用テントを購入し、避難場所などに配備をしておりました。

しかし、昨年の中日本大震災では、大津波警報が長時間にわたり発令されたことから、近くに建物が無い避難場所に避難した住民の安全を確保する必要があると考え、新たに80張の購入を計画したところであります。

このうち18張については、昨年度の地震津波防災対策整備事業において購入済みであり、残る62張を町議会第1回定例会で補正予算の議決をいただくとともに、報告第5号でご承認いただきました地震津波防災対策整備事業において購入しようとするもので、その取得に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

それでは、議案書の32ページをごらんください。

内容でございます。

1の財産の種類は、物品であります。

2の名称及び数量は、テント62張であります。

3の契約の方法は、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札であります。

4の取得価格は、金812万7,000円であります。

5の契約の相手方は、厚岸郡厚岸町真栄1丁目155番地、有限会社サンケイであります。
続いて、33ページをごらん願います。

参考としまして、まず、1のテントの概要であります。購入しようとするテントは、柱折りたたみ式の三方幕つきで、使用時の寸法、いわゆるテントを立てたときの広さが、縦3.55メートル、横7.07メートル。軒高、設置面から天幕の下までの高さになりますが、

これが2メートル。全高、設置面から天幕の三角の部分までの高さになりますが、3.07メートルで、支柱の数が6本であります。

また、議案書への記載はありませんが、テントの材質については、柱がメッキコーティングによる合成のスチール、三方幕と天幕がポリエステル帆布で、幕の色は白色としております。

このたび購入するテントの保管場所と数量ですが、白浜高台に10張、厚岸望洋台に6張、コンキリエ、厚岸中学校に各1張、子野日公園に10張、厚岸霊園に6張、床潭神社に10張、ピリカウタ広場に4張、床潭中央高台町有地に10張、高島食品裏山に2張、末広のイーモント号看板付近に2張を予定しているところでありますが、子野日公園、厚岸望洋台、末広のイーモント号看板付近につきましては、この後に予定している備蓄庫の設置後に配備することとしております。

なお、そのほか、今後、配備に当たり、自治会などとの協議が必要な箇所もありますが、随時進めてまいりたいと考えております。

次に、2の納入期日は、平成24年11月30日であります。

なお、別途お手元に、参考資料といたしまして、6月8日に執行した指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 まず、参考のところではテントの色や何かを指示されていたみたいなんですけれども、幕の厚さとかというのは指示されていたんでしょうか。当然、厚いものよりは薄いもののほうが安く済むのかなと。ただ、当然、薄いものよりは厚いもののほうが耐用年数が長くなるのかなといった中では、そういう指示というものがされていたのかどうかを確認したいなというふうに思います。

あと、それと、このテントに関してなんですけれども、何か、聞くところによると、確か2人くらいで張ることができるテントだという、繰越説明のときにも、確かそういう説明があったと思うんですけれども、じゃ、2人くらいで立てる、通常の折りたたみのテントと違うというような表示を、今の参考の中で読み取ることができるのかどうかというものを教えていただきたいなというふうに思います。

それと、先ほども言ったんですけれども、今回のテントについても落札率が62.42%だと。予定価格は当初の繰越明許で計算されていた金額どおりでやっていたけども、業者のほうが安く入札してきたといった中で、ただ、先ほどと違うのは、今度はこれは繰越明許ですよ。例えば、じゃ、これで余ったから別なほうに向けるということが、できないと私は思うんですけれども、例えば繰越計算の中でやった、例えば毛布が2,000枚とか、あるいは折りたたみマットが200枚とか、ポータブルラジオが200台とか、津波のハザードマップ8,000枚とか、灯油ストーブが51台とかというふうになっているんですけれども、これだって全町で何かあったときには足りないようなものだと思うんですよ。まだまだ整備というものをしていかなければならない。ただ、全体の予算の中では、とりあえず

これだけを確認しなければならなかったといった中で、もしこれが、もう少し下げるとなことが見込みとすれば、逆にちゃんと繰り越しの中でも、もっと違うほうにも台数的なものを増やすということができたんじゃないのかというふうに思うんですけれども、その点についてはどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、幕の厚さですけれども、仕様書の中では6号クラス以上ということで指定はしております。また、組み立てが2人で簡単にできるという例も示しております、これらの形で仕様書を出しているということです。

それと、今回の、結果的に、入札の結果、60数%まで落ちております。これは、昨年、18張先に購入しております、ですから、これらをもとにした中で、今回、予定価格を決めさせていただいたと。結果的には、それぞれの業者の中での頑張りによって、このような形になったということで考えるしかないのかなというふうには思うんですけれども。

これらが当初から予想できるかという、なかなか予想できない中で、また、それぞれの購入の数、今回必要とした数につきましては、厚岸町の避難者の対象者数を7,000人とした場合に、その7,000人がそれぞれの避難場所で、全部の人が、さまざま、テントも含めて入ることができるかという、そこまでの整備というのはなかなか、町の中ではできないということで、ある程度、避難率等も含めて、適正な数を厚岸町として定めた上で、今回のそれぞれ入札に当たったということです、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、予定価格については予測することができなかった。ただ、これは議案第16号で出されているわけですから、当然、2月とか、そのくらいの段階での見積もりなりというものがもとにもなるのかなと思うんですけれども、先ほど建設課のほうでは、5月ぐらいにも再度、入札実行前にも、予定価格を実際に組む段階で見積書をとっていたと。そういうことというのは総務課のほうではやらなかったのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 先ほどの答弁漏れも少しあったやに思いますので、補足的に説明をさせていただきたいと思いますが、議員ご承知のとおり、この事業に関しては、繰越明許費を使ったものでございます。したがって、この繰り越しの事業については、その内容、あるいは数量、これを事前に決められておまして、40%弱の執行残があるからといって、それじゃ他にということとはできないものであります。

それから、予定価格の設定についてであります、これはすべて町内業者を指名させていただきまして、これは、指名願をいただいている業者さんで、これが納入可能であるという業者さんをお願いをしました。

ただ、昨年の2月に実施した段階で、要するに参考見積もりというものを徴収する段階で、10社もあれば、そのお願いをするのにタイムラグが生じることになります。そうしますと、A社は、もうちょっと早くその紹介があればというような話が、何社からもそういう話がございました。これは、業者間と、それから卸の間の競争の問題ではないかというふうに我々はとらえておりました、そうなりますと、また2月に執行した段階と同じようなことが起きる可能性があるということでありまして、そういうことを排除するために、2月に執行した同様の考え方で予定価格を設定させていただいたという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ですから、18張を購入した単価だけで、ただそれだけでやってしまったのがいかなものかなど、私だと思わざるを得ないんですよ。だから、そういう結果を受けた中で、もっと、これを上げるときには再度やったほうが、より下げた。

ただ、先ほど総務課長のほうは、この中で必要な分をすべて上げたのだと。仮にここでも下がることが見込みされても、ほかのところで回して買うものはないんだということにも聞こえるような答弁をされたと思うんですけども、ああ、そうなのかといった中で、今後は、それじゃ出てこないのかなとも理解したわけなんですけれども、ただ、やはりもう少し、実勢価格と予定価格、確かに、契約を執行する側としては、当然、安全的にも定価に近いほうが、不実行というか、そういうものが起こらない、起こしたくもないんで、そういうふうにもどうしてもとりたくはなるんですけども、そうじゃなくてやはり、予算の適正な執行といった中で、その財源の適正な活用といったものを少しでも今後考えていってもらいたいなど、そういうふうに思うんですけども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 同様のお話は、先ほどの除雪ドーザの件でもございました。これらについて、例えば見積もりをいただいて、いただいたものを根拠して予定価格の設定をさせていただくというのは、これは会計検査でも同様の考え方が求められております。先ほど議員がおっしゃったように、近隣の市町村でもし仮に同様のものがあれば、それも参考というふうなお話がありましたけれども、それは予定価格を設定するための根拠にはなりません。そういうのは、それぞれの自治体、あるいはそれぞれの業者さんの、指名で上がっている業者さんも異なりますし、そういうことを理由にして、何%、見積もりから上げていただいた価格からカットするというようなことは、根拠にはならないというふうに、これは会計検査等でも指摘をされている話でありまして、そういうことは慎むべきだというふうに考えております。

ただし、やはり、予算があって執行ができて、それで執行残が大幅に見込まれるというのは、本来であれば大変うれしい話で、先ほどの12番議員のとおり、余ったものは執行できるということであればなおのこと、ほかに財源を振り向ける、他の事務事業に充

てられるということでもありますから、それは望ましいこととなりますけれども、たまたま今回の場合は繰越明許費というものの設定の中でやられていることでもありますので、その辺はできないという仕組みになっているということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員）　ほか、ございませんか。

（な　　し）

●議長（音喜多議員）　なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員）　異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員）　日程第7、議案第48号　町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長）　ただいま上程いただきました議案第48号　町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書34ページをお開きください。

今般、国の新成長戦略の実現並びに税制の公平性の確保及び課税の適正化の観点から要請される、特に喫緊の課題に対応するためとして、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、平成24年3月30日、参議院において可決され、同法案が成立し、3月31日交付され、原則として4月1日から施行されました。

この税制改正に伴い、平成24年度課税にかかわり、改正法案と同日施行しなければならない町税条例の一部改正は専決処分でご報告し、ご承認をいただきましたが、それ以外に、今後の施行を要する部分につきまして、今定例会に上程するものでございます。

改正内容の説明につきましては、別紙お手元に配付の議案第48号説明資料、町税条例の一部を改正する条例新旧対照表及び町税条例の一部を改正する条例の概要により行います。

まず、新旧対照表をごらんください。

第29条の3は、町民税の申告における年金所得者の寡婦控除の申告手続の簡素化の規定であります。

附則第10条の2は、地方税法の改正による地域決定型特例措置における下水道除害施設の特例割合の追加であります。

附則第10条の3は、前条の追加による条番号の改正であります。

次に、改正内容について、概要資料でご説明いたします。

その1をごらんください。

年金所得者の寡婦控除の申告手続の簡素化であります。

現行は、年金保険者に提出する扶養親族等申告書に寡婦記載欄がなく、確定申告書の提出によって寡婦の確認をすることになっております。改正後は、扶養親族等申告書に寡婦の記載をすることとし、確定申告書の提出を求めないことにより、手続の簡素化、申告者の利便性が図られる内容となっております。

本規定の施行期日は平成26年1月1日とし、経過措置として、平成25年分までの個人町民税については従前の例とするものでございます。

なお、下段に寡婦の規定を記しておりますので、ご参照ください。

概要のその2をごらんください。

公共下水道を使用する者が条例に基づき設置した除害施設に対する特例措置であります。

改正地方税法では、4分の3を参酌して、3分の2以上6分の5以下の範囲内で市町村条例で定めると規定しており、改正案は、平成23年度まで地方税法で定めていた現行の割合と同じ4分の3とするものでございます。

施行期日は、公布の日とするものでございます。

なお、同施設は、これまで町内に設置事例はなく、本日現在において、設置の事前届け出もないことを申し添えます。

以上で、議案第48号の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（音喜多議員） 日程第8、議案第49号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

- 教育委員会管理課長（米内山課長） ただいま上程いただきました議案第49号 語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

厚岸町で任用している語学指導等を行う外国青年、いわゆる外国語指導助手の給料等については、語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例に基づき支給しているところではありますが、その任用に当たりましては、地方自治体が総務省、外務省及び文部科学省の協力のもとに実施しています、語学指導等を行う外国青年招致事業を活用し、この事業に沿った内容で実施しているところでもあります。

このたび、協力省庁である3省及びこの事業運営を行っている財団法人自治体国際化協会から、平成24年度以降に新規任用する外国青年の給料枠についての見直しの通知があったところでもあります。

厚岸町としては、今後とも語学指導等を行う外国青年招致事業の枠組みの中で外国語指導助手を招致していく方針でありますので、この内容に沿った給料額に改めたく、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案書36ページをお開きいただきます。

改正は、第3条中「月額30万円とする」を「月額33万円以内で別に定める」に改めるものであり、附則として、この条例は、公布の日から施行するものであります。

なお、別途、語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表を配付させていただいておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

次に、別に定める規則として、お手元に配付させていただいております厚岸町語学指導等を行う外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表において、その改正内容について説明させていただきます。

今回の語学指導等を行う外国青年招致事業での給料の見直しは、本規則第7条において現行30万円としている給料月額を、平成24年度新規採用分から、経験年数と勤務内容により、1年目は月額28万円、2年目は30万円、3年目は32万5,000円、4年目から5年目までは33万円と、段階的に増額して支給するもので、再任用に一定の奨励金的なものを加えつつ、働く意欲の向上を図るとともに、財政負担の軽減を図るための見直しとなっています。

なお、今回の給料改定では、平成24年度から新規に採用される外国語指導助手に適用するものであり、現在任用している者に対しては適用しないことから、改正規則附則第2項において、このことを規定しております。

このように、今回の語学指導等を行う外国青年の給料等に関する条例の改正では、最高額である33万円を限度として、個々の給料月額については、個々の条件ごとに規則で定めようとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 まず、語学指導に関して、説明資料の3枚目以降に運用改善についてという通知をつけてもらったんですけれども、要するに、今、厚岸町のALTに関して言うと、ここで書かれているJETプログラム、ジェットと言うのかわからないんですけども、このプログラムに基づく任用をされているんだというふうに思うんですけども、ただ、最近いろいろ聞こえてくるのが、これは直接雇用だと思うんですよ、自治体が。こういう人を直接雇用するといった中でのあれだと思うんですけども、そうじゃなくて、請け負いか、あと、委託というか派遣というか、そういう、会社のほうに委託をするようなこともとられているというふうに聞き及んでおります。

そういった中では、今回の直接雇用以外の請負や委託というものが釧路管内厚岸町でもとることができるのかどうかということ、まず物理的に、例えばそういう派遣をしている会社があるとか、そういうものを請け負っている人がいるとかといったものがあるのかどうかをまずお聞きしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） そのような手法をとることが可能かということであれば、可能だということでございます。

私ども、一度そういう部分について研究もしたことがございますけれども、釧路管内で、ちょっと検討したのが古うございますので、今現在あるかどうかわかりませんが、この条例改正も含めて運用していく中身の中では、今回のJETプログラム以外の契約については検討してございません。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 そうすると、なぜ検討しないのかということも聞きたいと思うし、端で見ると、直接雇用だと、例えば外国語教員が休暇になったときの代替とかでも確保しなければならないとか、余分な人件費というものがかかるんじゃないのかなと。そういうものもあるから、それとあと、住むところの、例えば家財道具とかを用意したりとかという、そういうような負担というものもあるから、それを削減するがために、最近だと請け負いや委託というものが増えてきたんじゃないのかなというふうに思うんですけども、じゃ、なぜに、とることが可能なのに厚岸町ではとらないのかというものをお聞きしたいというのが1点です。

あと、今回、規則の改正がされているんですけども、今までの規則では外国語の授業だけを、要は補助するというふうにもなっていたんですけども、今回では外国語科等の授業といった中で、学校長が命令すれば、例えばほかの授業とかに従事させたり、学校行事のほうにも従事させたりとかというものができるようにもなったのかなというふうに思うんですけども、それで間違いはないのか。また、そうすることによっての何

らかの問題というものはないのかどうなのかというのをお聞きしたいんですけれども。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） まず、今回、JETプログラム以外のものを検討しなかった理由でございますけれども、このJETプログラム、実は、提案説明の中でも若干触れてございますけれども、地方自治体が総務省、それから外務省及び文部科学省の3者の協力のもとに実施している招致事業でございます。

外務省、文部省は大体想像がつくと思いますが、ここで総務省がなぜ入っているかということでございますが、実は、この総務省、地方交付税の交付の関係で参画していただいております。ALTと言いますけれども、外国語学指導助手でございますけれども、この1人当たりに対しまして地方交付税が交付される、1人当たり幾らというような金額の中で、基準財政需要額の所定の算入措置をとられているということでありまして、JETプログラムを使いませんと、この交付税の交付がございませんので、財源がないということの中では、このJETプログラムを利用させていただいているという内容でございます。

それから、後段の部分については指導室長のほうからお答えいたします。

●議長（音喜多議員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（武山室長） それでは、私のほうから外国語科等の授業の補助について説明させていただきます。

現在、特に小学校におきましては、総合的な学習の時間におきまして、英語の手紙を書いてみよう及び生活科の中での花壇作業、そういうところにALTも一緒に行って作業をしております。こちらの狙いは、英語を母国語とする外国人とのコミュニケーション、そちらのほうをメインとした活動となっております。

すべての活動においては、平成14年7月、文科省によって作成された英語が使える日本人の育成のための戦略構想、この中からALTの活用についてもかなり弾力的に運用ができるような形になってきて、町内においても、特に小学校において現在進めて、中学校においても、学校行事等でALTとともに子供が活動するという内容が増えてきております。

以上です。（発言する者あり）

問題につきましては、特にはまだ学校のほうからは聞いておりませんが、発展的な問題として、どういったところにより積極的に使うか、使うという表現がちょっと正しいかわからないんですけれども、外国語及び英語の授業以外にどういった活用方法があるのかが逆に言って問題になって、学校のほうでどのような形で友好的な活用が図れるかということで、ALT担当者会議というものも開いているんですけれども、その中でもこのことを話題にしているところであります。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 前後になるんですけども、そうすると、今後のALTのより一層の活用といった中では今後も研究されていくということなんで、ぜひ進めてもらいまして、子供たちにも身近な英語授業というものをよりできるような環境というものをどんどん作っていったらいいなというふうに思います。

2点目の最初のほうで、交付税措置がされているんだということでした。恐らく、そうすると、そういういろんな財政負担的なものも考えても、後から入ってくるものを計算すると、請負や委託よりも得になるんだということだというふうに思うんですけども、それじゃ、最後ですので、一応交付税、1人当たり幾らぐらいが入ってきているのかというものを教えていただきたいんですけども。

●議長（音喜多議員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 教育委員会のほうにも数字はお伝えしておりますが、こちらのほうでお答え申し上げることにいたします。

平成23年度のベースの数字で申し上げますが、お一人当たりというふうにおっしゃいましたけど、現在お二人おりますので、お二人でよろしいでしょうか。約の数字で申し上げます。需要額ベースでは約940万円ほど入っておりますので、現在予算措置している部分と大体同額ということになります。ただ、算定上、町税で持つ部分が当然入りますので、実額ベースでは約700万円程度ではないかなと、その程度の数字になろうかなということでございます。

よろしく願いいたします。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

12番、室崎議員。

●室崎議員 今回の条例改正の発端は、資料としてついていますが、国のほうから都道府県に対して、平成24年度JETプログラムの運用改善についてという通知が出ましたよねと、これを見せていただいて言っているわけですけど、そこで額まで示して、こういうような待遇にしてくれということが書いてあるわけです。

それで、今、このプログラムによる授業の話も出ておりました。この前の新聞を見ていたら、IBMの日本社長だった人かな、それが、英語がしゃべれるということが国際人になるということではないということをや非常にきちんと書いていまして、私のように英語を全くしゃべれない非国際人は、非常に意を強くしたところではあるんですけど、要するに、自分と違う生活習慣や価値観を持った人が世の中にはたくさんいるんだということを皮膚感覚でわかるようにすることが国際人ということの基本ですよ。そういうことを教えているんだろうというふうに思うんですけど、これが1点目。

それから、こういう国からの通知が都道府県に出て、都道府県から市町村におろされたわけですね。それに従って条例を改正し、また、条例に伴う規則の改正があったと。そこで、1年目は幾ら、2年目は幾らと、勤務態度よろしければこのぐらいというよう

な話になっていると思うんですが、これは、厚岸町だけがこういう数字にしたのか、それとも、釧路・根室管内程度では、みんなこういう通知を見て同じようにしているのか、この2点についてお聞きしたい。

●議長（音喜多議員） 教育委員会指導室長。

●教育委員会指導室長（武山室長） それでは、最初の部分について、私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど文科省の英語が使える日本人という戦略構想があって、その中で、今この活動はなされているんですけども、先ほど議員もおっしゃったように、英語が話せるというよりもやはり、外国語の音声や基本的な表現に馴れ親しんで、そしてコミュニケーション能力を高める、そういうところから外国語に関心を持ってというのが一つの狙いで、そのような形でやっております。特に小学校においてはやはり、話せる、書ける、聞けるというよりも、まずは異国の文化を持った方とコミュニケーションを図ることが強く求められているということです。

以上です。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） 条例改正の関係でございますけれども、このJETプログラムを利用する町村につきましては、規則においては同じような改正が予定されてございます。ただ、条例改正につきましては、各町村ちょっと謳い方が異なっておりますので、その辺についてはちょっと差があるかなというふうに考えてございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 これを文科省がどういうふうに言っているか、ちょっと私はそれを見ていないので何とも言えないんですけど、やっぱり現場において、そののところが誤解しないでいただきたいなと思うんです。コミュニケーションというのがどういうことかということですよ。

話は古くなりますが、私が小さいときに、釧路まで汽車に乗ると、軍服を着た、二つ折りにすると小さくなってしまうような帽子をかぶったアメリカ兵が乗ってきたのに何回か出会ったことがあります。そうすると、周りの大人が非常に卑屈な笑いを浮かべながらギブ・ミー・チョコレートと言うんです。そうすると、体格のいいアメリカ兵が胸のポケットからチョコレートを出して周りの人に配るんですよ。そうしたら、みんなサンキュー、サンキューと言っているんです。これもコミュニケーションです。英語が通じたわけです。こんなものが国際人としてのコミュニケーションなんかには何の役にも立ちませんよね。これは、単に意思の疎通ができたということだけですよね。

ですから、ギブ・ミー・チョコレートができるような日本人を育てるという意味では決してないと思いますので、国際人とは何なのかということをやはりきちんと念頭に置

きながらコミュニケーションを図るという事業を進めていただきたいし、もちろん文科省だってそう考えているだろうし、JETプログラムだってそう考えていると思うので、そのあたりを確認したいと思います。

それから、2点目のほうはちょっと質問の仕方が悪かったのか、答弁者のほうでちょっと誤解があるのかなという今の返事でしたが、要するに、どういう形で決めてもいいんですよ。条例の中で決めようと、規則の中で決めようと、最終的に、このJETプログラムによって来た外国青年が、その町で受ける待遇、それはみんな横並びに合わせてあるのか、釧路町に行った人と厚岸町に行った人では月額何万円もの差が出るというような、それぞれの町村の独自性を発揮しなさいということになっているのかどうか、そのあたりについてをお聞きしているということです。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからお答えいたします。

先ほどおっしゃっていただきましたけども、特に、例えば厚岸町の子供たちから見ると、アメリカ、あるいは前に来ていた分を考えればイギリスから来られた人たちというのは、いろんな面で文化的に違う。これはきっと、ご飯を食べる、あいさつをする、いろんな場面で文化の違いというのは出てくるわけです。そして、それはいい悪いではなくて、違いがあるんだということを知ること、いろんな人種によって、いろんな国によって違いがあるということを知り、自分を知ることにもなるし、そして相手を尊重することにつながるんだということが、まず一番には外国の人と接することの重要な中身なんだろうと。ですから、文科省も、特に小学校の場合はABCを教えることを主眼とはしていないと、文化的なものを交流しなさいというのが主眼になっているということからも、そのように私どもは理解をさせていただいております。

そしてもう1点、先ほどの待遇の関係ですけども、これは、JETを利用する中では、統一してこの制度は受け入れなければ、JETとしての受け入れはこちらのほうもできなくなるというふうな種類のものですので、ほかの町村にあっても同じ待遇をしているというふうにご考慮しております。

●議長（音喜多議員） いいですか。

ほか、ございませんか。

8番、竹田議員。

●竹田議員 今聞こうと思っていたところに教育長が、文化の違いはあるけど、それを知ることとか、それと、僕のちょっと質問しようと思っていたことと近いことを言ったので、それをちょっと引用させてもらいますけども、やっぱり、あいさつをするというのは、人間同士の交流というんですか、これは原点であるというふうに思うんですけども、教育長はどういうふうにお考えでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） これは、外国人、日本人問わず、あいさつをしていくというのが人間として出会ったときのまず礼儀であるし、基本であろうというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 教育の現場で、まず日本人でありながら日本人の生徒、日本人の教師、この人間関係も、まずは日本の文化も世界の文化もあいさつからというふうに言われているというふうに互いに認識するものというふうに思います。

その中で、心の通い合いというものもつけ加えていけば、あいさつが原点であるというふうに思うんですけども、その部分についても同様に同感ですか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） ちょっと抽象的でわかりづらい部分もありますけども、いずれにしても、年齢、いろんなことは別にして、コミュニケーションをとるということは心を通わせるということが大切だろうというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 8番。

●竹田議員 何を言いたいかということで、ここで言いたいんですけども。町民の中から、役場で会う機会が多い、道端で会うことはなかなか少ない、学校で会うことはもうちょっと多いんですけども、教育を受けている子供の親、または親よりも教育を持っていないPTAというんですか、一般的に。その親が、よく僕の会話の中で出てくるのは、最近厚岸町に来ている外人という言い方をするんですよ。語学の先生だと思うんですけども、役場で会ってもあいさつをしないと。これは、やっぱり町としても、税を使ってやっていることなんだから、教育者というふうになるんだから、やはり町民に対してもあいさつをするべきだということをぜひ言っていただきたいということを日ごろから僕は言われました。

ぜひ、今のことを思って、考え方は同じだということであれば、ぜひ役場で会ってもあいさつしてほしいなというふうに思うんです。役場の職員も同様なんです。あいさつをきちっとするというのが、町長も普段から言われていることです、町民に対しても。それがまず住民サービスの心得であるというふうにも聞いていますので、ぜひ語学を教える先生にもそのことを伝えてほしいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） お二人いますので、個々にはちょっとわかりませんが、ただ、いずれにしてもきっと、なかなか内気な性格の方もいらっしゃると思いますので。何とい

うんでしょうか、すごくぶっきらぼうで、あいさつしないというのはちょっと違うような気はするんですけども。ただ、会った方がそういう印象を受けるというのは、やはり私たちとしても本意ではありませんので、この点についてはしっかり、内容がわかるようにお話をして、改善に努めたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

休憩します。

午後 2 時55分休憩

午後 3 時40分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員会委員長より報告の申し出がなされております。

これを日程に追加し、追加日程として直ちに議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会報告を日程に追加し、追加日程として直ちに議題とすることに決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 追加日程、議会運営委員会報告を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

9 番、南谷委員長。

●南谷委員長 先刻、午後 3 時10分より第 7 回議会運営委員会を開催し、本定例会におい

て、意見書案第3号 国の出先機関の廃止に反対する意見書案については、本会議の日程に追加し、審査することに決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。お諮りします。

意見書案第3号 国の出先機関の原則廃止についての意見書を日程に追加し、追加日程として意見書案第2号の次に議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は日程に追加し、意見書案第2号の次に議題とすることに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第9、議案第50号 厚岸町上尾幌地区体育館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会体育振興課長。

- 教育委員会体育振興課長（木村課長） ただいま上程いただきました議案第50号 厚岸町上尾幌地区体育館条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と内容を申し上げます。

片無去小中学校は、本年3月31日をもって閉校となりましたが、地域住民より体育館をスポーツ施設として開放してほしいとの要望があり、地元自治会と協議を重ねてきました。

体育館については、平成元年の竣工で耐震性を有することや、片無去地区はスポーツへの関心が高く、これまでも旧片無去小中学校体育館を夜間学校開放事業で地域に開放してきた経過もあり、今般、旧小中学校体育館を地区体育館としての利用を図るための条例の整備を行おうとするものであります。

別に配付の新旧対照表により説明申し上げます。

まず、題名であります。今まで上尾幌地区体育館のみを規定していましたが厚岸町上尾幌地区体育館条例に片無去地区体育館を追加するため、条例の題名を「厚岸町地区体育館条例」に改正するものであります。

第1条は設置であります。上尾幌地区体育館に限定して規定していましたが、片無去地区体育館が追加となることから、「上尾幌」を削り、「厚岸町地区体育館を設置する」に改めるものであります。

第2条は位置であります。条の全部改正により、上尾幌地区体育館と片無去地区体育館の名称及び位置を規定するものであります。

議案書37ページをお開きください。

附則であります。3月31日をもって閉校となった旧片無去小中学校体育館を、地区の要望により地区体育館として利用するため、水道工事、電気工事等の施工を予定しており、この6月末完了を目指して準備を進めているところであります。

このため、この条例は、供用開始となる平成24年4月1日から施行するものであります。

なお、旧片無去小中学校体育館を地区体育館として管理運営することについては、平成24年5月30日開催の厚岸町スポーツ推進審議会に諮り、承認をいただいているところであります。

また、参考資料として、片無去地区体育館の平面図をお配りしております。ご参照願います。

以上、簡単な説明であります。提案理由と内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

12番、室崎議員。

●室崎議員 まず1点目は、今、スポーツ振興何とか協議会、そちらのほうとは話がきちんと決まっているということについてご説明いただきましたので、安心いたしました。

その上でお聞きするんですが、地域の皆さんとは恐らく、施錠の管理から、その他いろいろあると思うんですけども、そういう管理運営に関して、やはり地元の皆さんとの協調関係が非常に必要だと思いますが、その点についてはどういうふうになっているのか、それが1点目。

それから、2点目なんですが、今回、条例が改正されたことで、地区体育館というのが片無去と上尾幌と二つになりましたよね。そのもともとの上尾幌の地区体育館というのは、古い小学校の体育館だけ残った校舎の一部、国道から来ると、上尾幌の入り口が下り坂になりますが、その坂をおりてきた橋の手前の左側ではないかなと思うんですが、もし違ったらそれを教えてください。

その上で、もしそうであるとすれば、相当に古い建物になってくるので、大分傷んできているんじゃないかと思われるので、今後どのようにしていくか。

それから、もう一つは、あそこには立派な小学校の校舎がありますね。その、確か立派な体育館も一緒にそこにあったと思うんですが、それとの関係はどうなるのか、このあたりについてお聞かせをいただきたいんです。

●議長（音喜多議員） 教育委員会体育振興課長。

●教育委員会体育振興課長（木村課長） まず、鍵の施錠を含めた管理でありますけども、これについては、この間、地域自治会とお話をしておりまして、いろんな申請関係もございまして、自治会から推薦をいただき、管理人として選定していきたいというふうに考えております。

次に、上尾幌でございますけども、確かに、今の旧片無去小中学校の前の上尾幌小学

校の体育館を地区体育館として利用しております。確かに大変老朽化しており、耐震性も危惧されることから、この間、上尾幌自治会、あるいは、主に利用しているパークゴルフ同好会の方とお話をさせていただいております。正直、ここ数年、体育館をスポーツとして利用している形態がないということで、パークをやっている方の休憩として利用されているしかないという現状がございますので、地区の方と廃止に向けてお話をさせていただいているところであります。

まだ上尾幌地区全体とはなっておりませんが、代表の方としては、ここを閉鎖するのはやむを得ないといえますか、こういう建物の中ではそういう方向になるだろうという一定のご理解はいただいております。ただ、まだこれから、じゃ、かわりに、パークがありますので、そこに仮のプレハブ的な休憩施設を設置するとか、そういう細かいものは、詰め等は残っておりますし、また、議員言われましたとおり、旧上尾幌小中学校の体育館を地域が体育館として希望するかどうか、そういったことも含めて、これも話はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 12番、室崎議員。

●室崎議員 わかりました。

まず、片無去地区体育館に関しては、地元の皆さんの利用が一番しやすい形で有効に活用するように、これは教育委員会としても意を払っていただきたいと、これは要望しておきます。

それから、上尾幌の、まず古い木造の体育館ですが、これについては余り引っ張らないほうがいいんじゃないかなというような気もするんです、外見しか見てませんが、私、専門家じゃないから詳しくはわかりませんが、どうも、屋根にしても壁にしても、相当に傷んできているなどという感じがありますので、よろしくお願ひしたい。

それから、小学校の体育館なんですけど、やっぱり、冬の間、例えば、今はゲートボールよりもパークゴルフなのかな、そういうものをやりたくてもできなくなりますよね。そういうときにもまた、利用が可能なかどうか。いろいろな使い方というものを提示しながらお話をしていく必要もあるんじゃないかと。

また、これはちょっと、この条例から少しはみ出しますので、議長、済みません、ちょっとはみ出しますのでお許しいただきたいんですが、体育館以外の校舎の部分についても、地域としての利用というものは、準ずるものとして、やっぱり考えていただきたいなど、そういうふうには思いますので、そのあたりを含めてお願ひしたいんですが。

●議長（音喜多議員） 教育委員会管理課長。

●教育委員会管理課長（米内山課長） まず、上尾幌小中学校の体育館の部分でございますが、体育振興課長から申しあげましたように、今のところまだ要望ということはございませんけれども、おっしゃるとおり、いざ今使っている体育館がなくなったときに、どのように地域の方が考えるかというのはこれからの協議の中でございますけれども、

利用の要望があるならば、やはり前向きには、うちのほうは考えていきたいというふうに思いますが、ただ、昼間の利用ということであれば、電気もなくとも何とか利用できるというような形になりますけれども、これを建物として稼働させるということになりますと、電気、水道、その他ということになりまして、さまざまな経費ということが考えられますので、その辺も含めて、地域と、その辺の必要性について十分協議していく必要があるかというふうに思います。

上尾幌の学校を閉校する際に、実は地域とも利用については話し合った経過がございます。その時点では特に、集会所はコミセンがございますし、体育館についても現在の小学校の古い体育館がございましたので、格別の要望はなかったということで、地域としても利用の状況が考えられないという中で推移してきていますが、今回の体育館の、閉鎖の方向で検討するならば、やはりその辺のところを詰めていく必要が出てこようかというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） よろしいですか。

ほか、ございませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

●議長（音喜多議員） 日程第10、議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算、議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページでございます。

平成24年度厚岸町一般会計補正予算（1回目）。

平成24年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,807万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ77億3,429万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では7款、11項、次ページ、歳出では6款、10項にわたって、それぞれ1億4,807万9,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。

9ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、291万7,000円の増。障害者自立支援給付費負担金の増でございます。

2節児童福祉費負担金、44万3,000円の増。子ども手当負担金支給対象者の増に伴うものでございます。

なお、子どものための手当負担金については、当初計上の提案法律名であった「子どもための手当」が「児童手当」となったため、児童手当負担金に計上替えするものでございます。

2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節防衛施設周辺整備事業補助金660万円、新規計上。特定防衛施設周辺整備調整交付金、老人福祉。歳出計上のデイサービスセンター整備事業の充当財源の計上でございます。

なお、本年度のアメリカ海兵隊の矢臼別演習場での訓練が大規模となり、いわゆるSACO分の調整交付金が総額1億2,744万円となることが防衛施設庁より示され、当初予算との差7,224万円を本補正予算に計上するものでございます。

6目土木費国庫補助金、1節道路橋梁費補助金、2,808万円。社会資本整備総合交付金道路新設改良の増で、歳出計上の床潭末広間道路整備事業分の配分増でございます。

6節防衛施設周辺整備事業補助金、6,564万1,000円の増。特定防衛施設周辺整備調整交付金、道路橋梁維持2,190万円は、歳出計上の建設機械整備事業への充当、道河川総務1,704万1,000円は、潮見川護岸改修事業への充当、道住宅管理2,670万円は、町営住宅白浜団地整備事業に2,520万円、町営住宅梅香団地整備事業に150万円を充当するものでございます。

3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉負担金、14万9,000円。基礎年間事務委託金の増でございます。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金、1節社会福祉費負担金、145万8,000円の増。障害者自立支援給付費負担金の増でございます。2節児童福祉費負担金、4万2,000円の増。国庫補助金と同じ理由によるものでございます。

2項道補助金、2目民生費道補助金、1節社会福祉費補助金、23万円の増。障害者自立支援対策推進費補助金、制度改正に伴う新規計上でございます。

3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金、3,000円の増。各種統計調査委託金の増でございます。

7目教育費委託金、5節社会教育費委託金、72万6,000円の増。防災キャンプ推進事業委託金、新規計上でございます。北海道教育委員会からの委託金であります。内容は歳出でご説明いたします。

18款、1項寄附金、5目農林水産業費寄附金、1節農業費寄附金、20万円。尾幌、久田秀吾様から、尾幌酪農ふれあい館のためとして寄附でございます。

19款繰入金、1項基金繰入金、4目、1節まちおこし基金繰入金100万円。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上でございます。

20款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、2,289万円の増。補正財源調整のための計上でございます。

21款諸収入、6項、3目、3節雑入、250万円の増。コミュニティ助成事業助成金。歳出計上のコミュニティ地域振興助成事業に対して、財団法人自治総合センターの助成決定による計上でございます。

22款、1項町債、6目土木債、2節道路橋梁債、1,520万円の増。床潭末広間道路整備事業債、辺地の計上でございます。

以上で、歳入の説明を終わります。

続いて、11ページ、歳出でございます。

1款、1項、1目議会費、59万8,000円の増。内容につきましては、企画費でご説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、4目情報化推進費、426万9,000円の増。総合行政情報システム162万3,000円の増、例規システムの更新に伴う220台のバージョンアップパソコンソフト使用料の計上でございます。厚岸情報ネットワーク、105万円の減。設備の修繕料を減じ、次の事業に追加計上して執行するものでございます。厚岸町情報ネットワーク設備整備事業369万6,000円、新規計上。ネットワーク回線を架線している電柱を、所有者の北海道電力が老朽化に伴い移転するため、あわせて必要となる架線整備を委託する予算の計上でございます。

10目企画費、687万2,000円の増。国際地域交流、337万2,000円の増。次ページにわたり、姉妹都市提携30周年を記念して、オーストラリア・クラレンス市を訪問交流する予算の計上でございます。平成22年5月にクラレンス市長ら5人が厚岸町を訪問された際に、クラレンス市訪問の要請があったことから、町長、議長、町職員2人、公募による町民6人の合わせて10人を訪問予定者とし、時期は10月中旬から11月中旬の間で調整する計画でございます。この訪問経費のうち、議長分につきましては議会費に計上してございます。まちおこし補助金100万円。第10回厚岸町民花火大会実施に伴い、厚岸町民花火大会実行委員会から、10回目を記念して規模を拡大するため、まちおこし補助金申請があり、計上するものでございます。コミュニティ地域振興助成事業250万円、新規計上。厚岸夏まつりなどの参加団体である厚岸三五四釧路会が、大太鼓などを整備して地域の文化振興を図る町の助成に、財団法人自治総合センターの助成金が決定されたことによる計上でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費、3,000円の増。学校基本調査道委託金増に伴う歳出計上でございます。

3款民生費、1項社会福祉、2目心身障害者福祉費、656万9,000円の増。障害者（児）

介護訓練等給付、583万4,000円の増。障害者自立支援法の経過措置終了による旧法施設入所者のサービス区分の変更に伴い、介護給付費が57万9,000円の増、訓練等給付費が229万円の増となっております。制度改正により、特定の障害者が対象であったサービス利用計画作成費が62万4,000円の減となり、全ての障害者が対象となる新設の相談支援給付費に移行し、170万3,000円となるものでございます。児童福祉法が改正されたことによる、18歳以上の施設入所者への給付が北海道から町の給付となったことで新設する療養介護医療費188万6,000円の計上となったものでございます。障害者自立支援対策推進73万5,000円、新規計上。次ページにわたり、平成24年度の制度改正により、相談支援の充実、障害児支援の強化に係る障害者等支援システム修正委託料でございます。

4目老人福祉費、1,040万2,000円の増。特別養護老人ホーム心和園整備事業209万円、新規計上。施設に設置されている重油地下貯蔵タンクが、平成23年2月1日に施行された危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令により、平成25年1月31日までに流出事故防止対策を講じる必要があることから、地下貯蔵タンクに閉鎖措置を講じ、地上貯蔵タンクを設置して対応を図るものでございます。デイサービスセンター整備事業831万2,000円、新規計上。座位入浴装置が平成14年度設置以来9年が経過し、老朽化が顕著であることから更新するものでございます。

6目国民年金費、14万9,000円の増。保険料免除基準等の改正に伴う国民年金システム修正委託料の計上でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、増減なし。当初計上の提案法律名であった「子どものための手当」が「児童手当」となったことによる事務事業名の変更でございます。

次ページ、2目児童措置費、52万5,000円の増。子ども手当、52万5,000円の増。支給対象の増によるものであります。名称変更に伴い、子どものための手当を全額減じ、児童手当に計上替えするものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、7目農業施設費、20万円の増。農業農村活性化施設、尾幌酪農ふれあい館の入り口付近通路に外灯を設置するものでございます。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費、2,463万5,000円の増。建設機械整備事業2,463万5,000円、新規計上。平成5年度購入の町道整備及び除雪に使用している建設機械が老朽化が著しく、今般故障が発生し、大規模な修理を必要とすることが判明したため、車両購入により更新を図るものでございます。

2目道路新設改良費、4,320万円の増。次ページにわたり、床潭末広間道路整備事業社会資本整備交付金の配分増に伴い、事業費増額計上するものでございます。

3項河川費、1目河川総務費、2,000万円の増。潮見川護岸改修事業、護岸整備延長を28メートル増とするものでございます。

6項住宅費、2目住宅管理費、2,993万円の増。町営住宅白浜団地整備事業2,819万4,000円、新規計上。老朽化が著しい2棟の外壁を改修するものでございます。町営住宅梅香団地整備事業173万6,000円、新規計上。老朽化が著しい2棟の給油管を取り替え改修するものでございます。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、72万7,000円の増。防災キャンプ、次ページにわたり、道教育委員会の委託事業により、町教育委員会が実施主体として、町内の小学校4年生以上の児童生徒、教育関係者など50人が参加して、2泊3日で巨大

地震発生時の対応を学び、炊き出し体験などの避難所での体験活動を通じて、災害発生時の具体的な対応方法を習得する活動を行います。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、債務負担行為の補正であります。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

4 ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正、追加であります。

農業経営基盤強化資金利子補給に関する債務負担。期間、平成25年度から平成29年度まで、限度額5万円と設定するものでございます。

下段に調書補正がございますので、ご参照願います。

再び1 ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第3表、地方債補正、変更でございます。

辺地対策事業、1,520万円の増。起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。

6 ページをごらんください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄でございますが、平成23年度末現在高111億5,106万7,000円、平成24年度中起債見込額4億5,800万円、補正後の平成24年度末現在高見込額は106億3,670万2,000円となるものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終わります。

次に、議案第52号でございます。

議案書の1 ページでございます。

平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算（1回目）。

平成24年度厚岸町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,760万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次のページをお開き願います。

第1表でございます。

歳入歳出予算補正であります。歳入では1款1項、歳出では1款1項にわたって、それぞれ5万4,000円の増額補正でございます。

事項別によりご説明させていただきます。4 ページをお開き願います。

歳入でございます。

8款、1項、1目繰越金、1節前年度繰越金、5万4,000円の増。補正財源としての計

上でございます。

以上で歳入の説明を終わります。

続いて6ページ、歳出でございます。

7款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目第1号被保険者介護保険料還付金、5万4,000円の増。前年度収納保険料の還付金の計上でございます。

以上をもちまして、議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員） 本2件の審査方法について、お諮りいたします。

本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本2件の審査については、議長を除く12人の委員をもって構成する平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、直ちに審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午後4時11分休憩

午後4時53分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開します。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

補正予算審査のため休憩します。

午後4時54分休憩

午後6時04分再開

- 議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第10、議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算、議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、以上2件を再び一括議題とい

たします。

本2件の審査については、平成24年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めているところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

5番、中川委員長。

- 中川委員長 平成24年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました、議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算及び議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算につきまして、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここに報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 初めに、議案第51号 平成24年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（音喜多議員） 日程第11、意見書案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

（職員朗読 省略）

- 議長（音喜多議員） 提出者であります大野議員に、提案理由の説明を求めます。

2番、大野議員。

- 大野議員 意見書案第2号 森林・林業・木材産業施策の積極的な展開に関する意見書案でございますけれども、内容は、ただいま職員が朗読してくれた、まさにそのとおりでございます。本当は一々ご説明申し上げればいいのかもかもしれませんけれども、時間の関係上、これは昨年の9月にも同じような意見書を提出しております。今回は、新たに地元の森林組合の意見等も踏まえて内容を入れております。

そういった中、議員の皆さんにおかれましては、特段のご了解をいただき、ご賛同いただければなど、そんなふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

- 議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（音喜多議員） 追加日程、意見書案第3号 国の出先機関の原則廃止についての意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

（職員朗読 省略）

- 議長（音喜多議員） 提出者であります佐藤議員に、提案理由の説明を求めます。

1番、佐藤議員。

- 佐藤議員 ただいま上程をいただきました意見書案第3号 国の出先機関の原則廃止についての意見書について、その提案の理由についてご説明を申し上げたいと思います。

意見書案の詳細につきましては、ただいま事務局より朗読をいただきましたが、議員各位におかれましては、ご承知のとおり、平成22年12月28日における閣議決定の地域主権戦略会議におけるアクションプラン、出先機関の原則廃止に向けての詳細については、報道でのみ知り得る情報だけで、昨年12月に政府が示しました広域的实施体制の枠組みでは、ただいま朗読のとおり、三つの機関を当面の移譲候補として、平成14年度から順

次移すことを閣議決定し、今国会への法案提出を目指していると伝えられております。

昨年の3.11東日本大震災以後、厚岸町としても災害に強いまちづくりを進めておりますが、自然災害は想定を越える被害が発生することを再認識させられました。海岸線を有する厚岸町としても、今後も国の施策や資源が必要であり、東西に国道が走る当町としては、万一の場合の物流や人の移動、交流の生命線となる国道44号線などの整備と維持管理は大変重要であり、国の責任でなく地方へ移譲されることによる弱体化が懸念されるところでもございます。

また、北海道は面積が広いことから、今までも社会基盤整備の遅れ等により、カロリーベース食料自給率170%以上を誇る道内は、食料安定供給地域としてまだまだ基盤整備を進めていただかなくてはなりません。昨今の北海道開発局の存廃議論についても道内経済に与える影響が憂慮されますし、今回の出先機関の原則廃止は広域的に影響するわけではありますが、各において厚岸町に限って申し上げましても、簡易裁判所、法務局、統計調査事務所、開発出張所などが統合等により廃止されたことにより、地域の活力が失われ、不便を来し、事業着手の遅れなどを経験したところでもございます。

今回の国の出先機関の原則廃止問題につきましては、関連する団体が出先機関改革関連法案提出について、政府に慎重な対応を求めています。

そのようなことから、地域主権改革の中では当然理解するものの、法案提出の前には国と地方の役割分担などについて十分な協議を行い、慎重に検討を進めていただきたく、今回の意見書を提出するものでございます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ大所高所の見地から、私の言葉足らずの点につきましては賢明なるご判断をいただき、各位のご賛同を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

簡単なお説明でまことに恐縮に存じますが、提案の理由とさせていただきます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は、末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第12、総務産業常任委員会所管事務調査報告書を議題といた

します。

今般、会議規則第77条の規定により、総務産業常任委員会から所管事務について調査した結果の報告書が委員長から提出されています。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第13、各委員会閉会中の所管事務継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における所管事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） 日程第14、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

厚岸町議会会議規則第120条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した内容により議員を派遣したいと思います、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣については、お手元に配付した内容により派遣することに決定いたしました。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

以上で、平成24年第2回厚岸町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後6時26分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成24年6月19日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員